

令和元年第4回本巢市議会定例会議事日程（第3号）

令和元年12月4日（水曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

2番	今 枝 和 子	3番	高 田 浩 視
4番	寺 町 茂	5番	河 村 志 信
6番	澤 村 均	7番	堀 部 好 秀
8番	鏝 本 規 之	9番	黒 田 芳 弘
10番	臼 井 悦 子	11番	道 下 和 茂
12番	村 瀬 明 義	13番	若 原 敏 郎
14番	瀬 川 治 男	15番	上 谷 政 明
16番	大 西 徳三郎		

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市 長	藤 原 勉	副 市 長	早 川 謙
教 育 長	川 治 秀 輝	総 務 部 長	畑 中 和 徳
企 画 部 長	大 野 一 彦	市 民 環 境 部 長	洞 口 博 行
健 康 福 祉 部 長	久 富 和 浩	産 業 建 設 部 長	原 誠
林 政 部 長	古 沢 弘 康	上 下 水 道 部 長	翠 直 樹
教 育 委 員 会 事 務 局 長	溝 口 信 司	会 計 管 理 者	加 藤 健 二

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	鷺 見 誠	議 会 書 記	大久保 守 康
議 会 書 記	松 井 俊 英		

開議の宣告

○議長（鰐本規之君）

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は15名であり、定足数に達しております。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

撮影の許可について申し上げます。

議会中継及び議会だより編集のため、議場内において一般質問の場면을放送関係職員及び議会書記が撮影することを許可しておりますので、御報告いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鰐本規之君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号6番 澤村均君と7番 堀部好秀君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（鰐本規之君）

日程第2、一般質問を行います。

9番 黒田芳弘君の発言を許します。

黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

皆さん、おはようございます。

早いもので、ことしも年末を迎えまして、ことし最後の定例会ということでございますが、ことしのえとであるいのししにとっては、さんざんな年でございましたが、簡単に1年を振り返ってみますと、ことしは何といっても令和という新しい時代を迎え、皆さんも何かいいことが起きそうな、そんな期待の膨らむスタートではなかったかというふうに思います。

ことしは12年に1度の春の地方統一選と7月の参院選が重なる選挙の年でもありまして、私もあちらこちらで頑張ろうをやったわけでございますが、この五十肩の痛みと負けた悔しさが残る戦いでもありました。そして、夏から秋にかけては、たび重なる台風の接近で豪雨被害に見舞われる災害の年でもありました。特に関東から東北にかけては甚大な被害となり、これまでの対策では対応し切れない、さらなる防災力強化の必要を痛感させられました。

そんな中ではございますが、最後にはスポーツ界でうれしいニュースがありました。女子ゴルフの渋野選手が日本人選手としては樋口さん以来42年ぶりとなる海外メジャーの優勝を果たし、また自国開催となったラグビーワールドカップでは、日本は初めてのベスト8に輝き、今までラグビー

に関心がなかった人まで日本中が熱く盛り上がる成功の大会となったわけであります。そして、4年に1度の世界プレミア野球12では、宿敵韓国に2連勝し見事優勝という、こういったスポーツ界のうれしいニュースの数々もございました。

それでは、ことしを振り返りまして、私の中で大きな課題として残りました防災力の強化というものを中心に、2点8項目についてただしてまいりますので、よろしく願いをいたします。

まず1点目、防災力の強化ということでございますが、冒頭に申し上げましたとおり、台風による豪雨、暴風の被害が強く印象づけられました1年でありました。特に大きな影響を及ぼした2つの台風がありました。関東上陸時の勢力では過去最強クラスとされた台風15号では、9月9日に上陸した千葉市では、ゴルフ練習場が倒壊をしたり、倒木により電線が切断され、非常に広範囲でかつ長期間にわたって停電が発生したことにより、住民の生活に大きな支障を来しました。そして、もう一つの大きな台風19号では、氾濫などによる浸水範囲は、今年の西日本豪雨を超え、土砂災害も1つの台風によるものとしては最も多くなるなど、死者93名、実に71河川で決壊をし、8万棟余りで住宅被害が発生したということであります。

この台風では、関東から東北の13都県で大雨特別警報が発表されたように、過去のものとは比べ非常に広範囲で豪雨に見舞われた特徴的な台風でありました。また、近年発生した大雨による被害拡大を受け、国が管理をする河川の浸水想定区域見直しを受け、各地でハザードマップの改定が進んでいるようでございますが、今回浸水被害を受けた地域ではほぼこれに合致したという報告もございました。ことしの台風の特徴であった豪雨と暴風、そして広範囲で長期間にわたる甚大な被害、これらを教訓にしたさらなる防災強化への必要というものを強く感じました。

そこでまず1点目でございますが、自助・共助による避難強化についてであります。

ことしの8月24日、私が現在監事を務めております自民党岐阜県連の青壮年議員連盟において、昨年7月の岐阜県豪雨、この災害について県の危機管理室より講師を招いて勉強会を開催いたしました。

まず、資料1を見ていただきたいと思えます。

これを見ていただきますと、赤色の部分が大雨特別警報が発表された市町村でございますが、16観測地点で70時間雨量が史上1位となる雨量を記録したということで、特に郡上市では3地点でこの間の累計雨量が1,000ミリを超えたということであります。

ことしの大雨のときでございますが、金華橋から見る長良川では、豪雨の最中よりも雨が上がって半日ほどたったときが水位が最も上がりました。長良川のような流域延長が長い河川では、奥のひるがので降った雨がワンクッション置いて、下流域では雨も上がりやれやれと思ったところに一番の増水を見ることになり、テレビ等で報道される降る雨だけのことに捉われず、こういった知識を備えることも必要であります。

次のページには、被害の状況がございます。特に降雨量の多かった郡上北部から通ずる長良川下流の郡上南部や関市、飛騨川下流の下呂市がより被害が大きかった状況であります。この豪雨災害の検証から見ると、下呂市金山地区では上流の岩屋ダムが緊急放流をするらしいといった情報が飛

び交うなど、相当な混乱があったということでもあります。下流沿いの県道の陸閘門が20年ぶりに閉鎖されるに至るなど、相当な家屋が浸水をし、一時はその避難で地域がパニックになるほど緊迫した状況が続いたそうでもあります。

この陸閘門が閉鎖した折には、この近い地区各戸に対し、自治会と消防団が避難を呼びかけ、住民は避難所や高台のドラッグストア駐車場へ避難をしたそうでもあります。浸水被害の特に大きかった地区には、やむを得ず垂直避難を呼びかけ、陸閘門奥の自分の家が心配で帰りたい人のため、陸閘門には連絡員を置き、情報を流しておりました。

こういった対策に対しましては、自治会長さんや民生委員など、過去にも災害を経験した地域のリーダーが先頭となって、早く安全な避難を積極的に呼びかけたということでもあります。その結果、多くの浸水被害にもかかわらず、逃げおくれる人的被害はゼロだったということでもあります。このことから教訓として、地域住民や消防による近隣住民への声かけや避難誘導の共助の力、そして、災害の発生時、命を守れるのは自分と地域の力、自助の力であるというふうにしております。

私がこの勉強会で学んだことは、災害といった待ったなしの危険に対して、やはり命を守り命をつなぐ理念というものは自助と共助であるということでもあります。まずは一番大切な命を守る避難強化について、本市のその体制や日ごろの訓練などについて伺いたいと思います。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、自助・共助の避難強化という御質問でございますので、お答えをさせていただきます。まず最初に、自助・共助を育成するため本市の取り組みを少しお話しさせていただきます。

本市では、市民に市内の危険箇所を把握していただくために、地震防災マップなど各ハザードマップを策定いたしまして、全戸配付や各市のホームページの公表など、周知徹底を図っているところでございます。特に洪水ハザードマップにつきましては、近年の風水害の頻発化、激甚化から、想定最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域図を反映したマップを平成29年度に改定いたしまして、全戸配付やホームページの掲載により周知をしてきたところでございます。さらに、本年3月に公表されました市内の県管理河川に係る新基準の洪水浸水想定区域図の反映した洪水ハザードマップを今年度追加作成いたしまして、来年の出水期までに市民の方に周知を図る予定としております。

また、本年6月から全国で運用されております避難情報伝達時のレベル化、いわゆる5段階の警戒レベルにつきましても、広報紙やホームページ、出前講座などを通じまして、市民に周知を図っており、今後避難情報を発する場合にはレベルを明確にしたわかりやすい情報を発することとしております。

次に、市内におきまして災害または災害の発生のおそれがある場合には、確実に市からの避難情報を入手し、それに基づき速やかな避難行動がとれるよう、強風雨時もおきましても、自宅から市

の避難情報が入手できる防災行政無線の戸別受信機の無償貸与や、自治会の防災活動を支援する自主防災活動活性化補助金等の支援をしているところでございます。

このほか自助・共助による避難につきましても、最も理解を深めることができます市総合防災訓練の実施に当たりましては、自分の命は自分で守る、いわゆる自助と地域の安全は地域で守るといふ共助による防災対策の底上げにつなげるよう、市民や自治会が考え、学び、行動に移せる訓練メニューを提示し、自治会ごとに創意工夫をされ、地域の実情に合った自主的な防災訓練が実施されるよう努めておるところでございます。

以上のとおり、本市では物質的な避難行動支援に努めてきたことによりまして、市民の防災意識が高まりつつあるところでございますが、最も大切なことは、自分の命は自分、自分は大丈夫だ、この地域は絶対に安全だという意識から脱却いたしまして、自分の命は自分で守るといふ意識を持ち、そのために何をすべきかを一人一人が常に考えていくことが非常に重要になるというふうと考えております。

こうした観点から、今後につきましては、例えば防災コーディネーターの派遣による自治会の防災講習会の充実や、学校や教育委員会との連携による幼少期からの防災教育の取り組みなどへの積極的な参画など、防災意識の向上につながるような取り組みについて検討してまいりたいと思っております。

いずれにしましても、先ほど申しましたように、自分の命は自分で守るといふ原則のもとに、それぞれの市民の方が行動をしていただくのが重要かと思えますし、それに対して市といたしましては、公助というところで支援をしてきていると考えております。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

今、避難強化に関連をいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

防災士についてでございます。

先ほどの8月24日の勉強会では、防災士についてもふれておりました。改めて防災士とは、特定非営利活動法人日本防災士機構による民間資格であり、平成7年に発生した阪神・淡路大震災においては、行政機関も被災したために、これを教訓として民間の防災リーダーを可及的速やかに要請する目的で創設されたもので、資料2にあるような科目と内容において、計51時間の講座で受講し、認定されるものであります。その役割から、応急救命士手当に至るまで、防災に係るあらゆる分野がカリキュラムとなっており、相当な防災知識を身につける、まさに防災のプロ養成とも言えるものであります。

都道府県別の資格取得者も見ましたが、何と岐阜県は全国で7位の6,014名の取得者があるというところで、意外と多いなということを感じたわけでございますが、そこで質問に入ります。

まず、本巢市の資格取得者の状況や、資格取得への支援はあるのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、防災士の資格取得の現状と資格取得の支援についてお答えをさせていただきます。

日本防災士機構に確認いたしましたところ、防災士として認証登録がされている市民の方は、令和元年10月末現在で106名と聞いております。

本市では、平成26年度から自主防災活性化補助金で防災士の資格取得に係る費用を全額補助することにより、これまでに22名の方が防災士の資格を取っておりますし、消防団員の資格取得の助成事業により10名の防災士が誕生しております。このほかに毎年市の職員の防災士を養成いたしておりますして、現在25名がこの防災士の資格を取得しておるところでございます。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

再質問をいたします。

市は令和元年度で106名ということで、助成については全額助成をしているというふうな答弁でございましたが、私も今回この防災士についてふれたんですが、資格取得には51時間の研修、費用は市が負担してくれるということでありますが、それよりも何よりもこの防災というものに対しての高い志がないと、なかなか、本当は私も議員でありまして、こういったことも率先して議会も取るべきふうかと思いますが、なかなかそこまでたどり着けないということでございますが、わかればいいんですけど、自主的に一般市民で資格を取得される方というのは、どういった方が取られるのかなということを率直に思うわけでございますが、わかればお願いしたいと思えます。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それぞれ資格取得をされておる方の職種というのは、特には把握しておりませんが、当然市が助成しております補助金による取得者につきましては、各自治会の自治会長であったりとか、そういう方が取得しておりますし、それ以外に一般の方で取得されておるという方については、どういう職種というのは少しわかりかねるところもございまして、お答えできませんけれども、しかしながらある意味では趣味の範疇という方も見えますが、しかしながら防災に対する志といいますか、そういう強い責任感を持った方が取得されておるというふうにご考えております。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

次に移りたいと思います。

この防災というものへの高い知識を身につけた防災士であります。この防災士が災害時、リーダーとなって適切な避難活動を行うなど、活躍の場というものの提供が必要というふうに考えます。しかしながら、災害時には対策本部が設けられまして、当然災害に当たるには、組織として防災に当たるため、その位置づけというものがなくこの防災士、せっかくの防災士でございますが、機能することはできないと思います。専門知識にたける防災士の役割を明確にして活躍をしていただくべきというふうに考えますが、いかがでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

防災組織での位置づけ及び活躍の場の提供はという御質問でございますが、防災士につきましては資格取得時に防災リーダーとしての総合的な防災力の向上の中心となって活動すること、主体的に能動的に考え活動すること、みずからが地域の防災力を担っていく気概で活躍することが防災士の本分であり期待されていることを学んでいるところでございます。

本市では、平成29年度から市内在住の防災士向けのフォローアップ研修を年に2回開催しておりまして、資格取得後の知識の維持・向上や、防災士間の相互連携を図ることを目的に支援をしているところでございまして、年々防災士の自主防災組織への働きかけにより、自治会における防災訓練の充実にもつながっていると報告されているところでございます。

こうした結果も踏まえまして、今後でございますけれども、この防災士の本分を見失うことなく、地域で行動ができるような環境づくりといたしまして、フォローアップ研修を継続するほか、防災士研修や気象防災のワークショップの開催等々、自主防災組織への出前講座など、自主防災組織と連携が図れるように努めてまいりまして、こうした防災士が御活躍いただく場をつくっていただくことをお願いするものでございます。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

ことしの台風災害におかれましては、今定例会の冒頭に市長からもありましたが、命を守る行動ということが盛んに叫ばれておりました。財産よりも何よりも、まずは命を守らなければなりません。この防災知識にたける防災士に活躍していただくことで、先ほどの自助・共助による避難強化につなげていってほしいということを願ひまして、この質問は終わりたいと思います。

次に移ります。

国の緊急対策に対する計画への対応ということでございますが、国は近年、地震、台風、豪雨等による災害が頻発かつ激甚化していることを受け、3カ年の緊急対策を進めております。

資料3にこの対策の概要がございますが、これは昨年度の補正予算から始まった3年計画で、このあたりでは現在根尾川の下流域で河川の堆積土砂の撤去や、河川敷の立木伐採が大々的に行われている工事がまさにこの対策事業でございます。7月に国交省の木曾川上流工事事務所へ伺った際と、先ほどの8月の勉強会でアドバイスされたことは、この3カ年の緊急対策とは別に本年度の補正予算でさらに数千億程度の予算規模で国は対策を進めていくので、各市町村はしっかりとその準備に当たってくださいという内容でございました。具体的には、例えばハード事業での河川整備というと、本市の根尾川では山口頭首口より下流域の国管理の区域では、当然直轄事業で対応し、県管理の上流域は補助事業として対応ができます。さらに市が管理する小さな溪流や水路にも対応できるということでもあります。

次に、資料の4を見ていただきます。

特にここでは地域の強靱化の推進、官民の連携推進と民主導の取り組み推進ということで、地方と民間へのきめ細やかな取り組みを推進して促進していくというふうにしております。しかしながら、これには地域防災計画、地域計画の策定が条件で、その作業を急ぐようにとのことでありました。私は早速、担当部長にこのことを伝えまして、計画策定の作業が進められていることというふうに存じますが、その状況等についてお伺いをしたいと思います。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

国土強靱化の地域計画の策定についてお答えをさせていただきます。

全国各地で発生いたしております大災害のたびに、さまざまな対策を講じるものの、その想定を超えて大規模な自然災害によって甚大な被害を受け、長期にわたる復旧・復興を繰り返してきておるところでございます。

国はこのような事態を避けるために、人命を守り、また社会経済への被害が致命的なものにならず、迅速に回復する強さとしなやかさを備えた国土経済社会システムを平時から構築するという発想に基づきまして、継続的に取り組む指針を示した強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法が平成25年12月に公表されまして、国土強靱化基本計画が平成26年6月に作成されたところでございます。

この基本法では、地方公共団体が地域の強靱化を総合的かつ計画的に推進することは、住民の生命と財産を守るのみならず、社会経済活動を営むことができる地域づくりを通しまして、地域の経済成長にも資することから、地方公共団体に対して国土強靱化地域計画を策定し、実施する責務があることが定められております。

これを受けまして、本市では近年の風水害の頻発化・激甚化、南海トラフ地震の発生の可能性の

高まりや、県内の断層を震源とする内陸型地震等の被害想定公表、国の国土強靱化基本計画の見直し、本巢市第2次総合計画の後期基本計画の策定事業などを勘案いたしまして、令和2年度末までに本市の国土強靱化地域計画を策定することとしております。

なお、この策定に当たりましては、平成30年12月に見直された国土強靱化基本計画の基本理念では、人命の保護が最大限に図られること、国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されることなど、4つの基本目標が掲げられ、さらに備えるべき8つの目標の中に45の起きている事象、最悪の事象が設定されておりますことから、この基本理念を尊重いたしまして、各目標に対し市の脆弱性を分析・評価いたしまして、国の基本計画や岐阜県強靱化計画との整合、地域産業の振興や高齢化対策、自然環境の保護等、強靱化の推進以外の行政分野との調整、本巢市の地域特性も十分に考慮した各リスクの対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

また、長期的な視点を持ちつつも、単年度での短期的な視点も持ちまして、各リスクの影響の大きさ、重要性、緊急度、国の促進事業のための財政支援を受けられる34の事業などを考慮しながら、対応策の重点化や優先順位、わかりやすい指標を設けまして、いつまでも元気であり続ける強靱な本巢市が作り上げられるよう、全部局が連携いたしまして、本市の国土強靱化地域計画を策定してまいります。以上でございます。

[9番議員挙手]

○議長（鏑本規之君）

黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

今回のこの質問は、防災という点から捉えて、担当部長であります総務部長に質問しておりますが、せっかくの国の大規模対策事業でございますので、この事業というものは、ハード事業、ソフト事業、幅広い事業に対応できるということでございますので、今総務部長が最後に申し上げられましたが、各部署でよくこのことを検討していただいて、せっかくの機会でございますので、活用してさらなる市の防災力の強化につなげていただきたいと思いますというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

次に移りたいと思います。

昨年大阪北部地震において倒壊したブロック塀により、とうとい命が犠牲になったことは記憶に新しいところでございます。この事故を受け、全国的にブロック塀を中心とした通学路の安全対策が進みました。これにつきましては、先ほどの国の対策にもしっかりとうたわれております。本市においても、ちょうど1年前のこの12月定例会において一般質問で取り上げさせていただき、速やかな対策が講じられたということは承知しております。しかしながら、このブロック塀に関しては、あくまでも個人所有のものであり、その課題というものがあつたわけでございます。

でも、この点をクリアしないと子どもの安全は確実に確保されないというわけでございます。1年間実施されたということですが、これにつきましては、安全点検も実施をしたということですが、この実施した安全点検に対して、万全の対策が講じられたのか、まだ危険は残

っているのか、その現状と今後についてお伺いをしたいと思います。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を早川副市長に求めます。

早川副市長。

○副市長（早川 謙君）

議員御質問の通学路の安全対策の現状と今後についてはお答えします。

昨年6月の大阪北部地震では、通学路沿いのブロック塀が倒壊し、幼い児童がブロック塀に挟まれ、とうとい命が失われた事故に鑑み、議員からの御提案を受け、本市においても市民の生命の安全を確保することを目的に、ことし1月から通学路を重点とした市道全体の安全対策として、通学路沿いのブロック塀等の撤去改修のための補助制度を創設し、補助金を交付してまいりました。

特に通学路については、安全対策を重視する観点から新たに通学路に指定された路線については、現地調査を実施し、倒壊のおそれのあるブロック塀を確認した場合には点検結果を所有者に通知するとともに、補助事業の内容を説明し、御理解と御協力を求めて、平成30年度は9件、今年度は新たに1件の通知を行ったところです。

補助事業の実績としましては、平成30年度は全体で9件、147万9,000円の申請があり、そのうち通学路は6件115万4,000円の申請があり、そのうち通知した方からは4件の申請がありました。今年度は11月末現在で14件273万4,000円の申請があり、そのうち通学路は12件246万9,000円の申請がありました。今後も国・県の補助制度を活用し、ブロック塀等撤去改修補助事業を継続し、市民の皆様には引き続き事業のPRを行い、通学路については教育委員会と連携し、指定状況を共有し、更新があった場合には調査を行い、必要に応じ注意喚起や制度の活用を促し、震災時の通学路等の安全確保に努めるとともに、本市が策定する国土強靱化地域計画においても、本事業を建築物等の耐震化促進事業として位置づけ推進してまいりたいと考えております。

〔9番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

再質問いたします。

今現状についての報告、今後の方針というのが述べられておると思うんですが、私がこの質問で一番聞きたかったのは、安全点検をした際に何件の危険箇所が発見をされ、現在はどれだけの対策が進んでいるのか、残っているものに対しては先ほど申し上げたように、さまざまな課題があるのかと思いますが、今後どうやって全部を改修して、完全な安全確保につなげるのかということなんですが、いかがでしょう。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの再質問についての答弁を早川副市長に求めます。

早川副市長。

○副市長（早川 謙君）

点検箇所の個数については、ちょっと私報告を受けておりませんが、ただ危険があったということにつきましては、昨年度は9件でして、ことしは1件あったということでございます。

それから、やはりあくまで個人の資産ということになりますので、どうしても理解をしていただいて御協力いただくという形になりますので、それにつきましては引き続きお願いをするということになりますが、そういった危険箇所以外にもみずからこの制度を活用して撤去したいといった方もいらっしゃいますので、そういった方のお話もしながら御理解を得てまいりたいと、そのように考えております。

〔9番議員挙手〕

○議長（鐺本規之君）

黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

今の説明では、100%安全は確保されていないというふうに聞こえますが、これは100%に達していないと、子どもの安全というのは確実に確保されないわけでございますので、引き続き諸問題を解決していただいて、点検して危険であったという箇所については速やかに今後も対処していただきたいということをお願いしておきます。早急にしてください。

次に移ります。

昨年来、奥地で働く建設業、林業事業者や登山関係者からの要望を受け、道下議員とともに総務省の助成事業を活用し、本市の携帯電話不通エリアの解消に向け、電話事業者のもとへ何度も足を運び交渉を続けてきましたが、採算面での問題でいまだ事業実施に至っていない状況でございます。

私が現在把握をしております携帯電話の不通エリアは、国道157号の能郷以遠と上大須以遠及び県道藤橋根尾の八谷以遠というふうに承知をしております。

これらにつきましては、福井県の大野市や池田町に通じる観光ルートとして、それなりの交通量もあり、付近では建設業、林業の工事現場もあり、電波が届かないことで多くの支障があります。通行車両がパンクやエンジントラブルで動けなくなるといったケースも多々あるようでございますが、私が一番心配するのは、登山者がけがをした場合、あるいはその地で働く人が事故や災害に遭った際の対応でございます。ドクターヘリが対応できるようになっても、そこへ連絡することができなければ以前のままで活用することは不可能であります。その場合は命の危険に直結をいたします。

私が思うに、先ほどの国が取り組みを進めている防災・減災対策において紹介した地域の強靱化の推進ということは、まさにこういうことだろうというふうに考えます。

私はよく郡上や飛騨、東濃方面にも出かけますが、今の時代で携帯電話が使えないところはまずありません。電話がつながるという安心・安全がどこでも確保されております。この緊急対策は、ソフト・ハード両面で幅広く地域の特性に応じた効果的な事業を推進するとあります。この事業を活用し、本市域での不通エリアを解消し、全市域で電波が通ずる安全なまちにしたいというふうに

存じますが、この事業での対応は可能なかどうか、また可能であるならば積極的に取り組んでいただきたいというふうに願いたいと思いますが、答弁をお願いします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を早川副市長に求めます。

早川副市長。

○副市長（早川 謙君）

地域防災計画において、携帯電話不通エリアへの対応についてお答えします。

市では、携帯電話不通エリアにおいても、防災対応時における通信の途絶を回避するため、防災行政無線の移動系におきまして、平成19年度にデジタル方式の無線機に更新しつつも、電波の特性を生かし山間地においても比較的通信範囲の広いアナログ方式の無線機も併用しているところでございます。また、この防災無線機での不通話に対応するために、通信エリアが全地球規模となる衛星携帯電話を配備しております。

しかしながら、防災・災害対応には万全はございませんことから、本年6月に携帯電話不通エリア解消に向け、携帯電話等エリア整備事業を通信事業者に要望したところでございますが、基地局の設置は困難との回答でございました。

引き続き、通信インフラの麻痺、機能停止が発生しないよう、通信事業者等への携帯電話不通エリアの縮減についての要望や代替通信手段の確保などの対応を検討していかなければならないと考えております。こうした対応策につきましては、先ほど総務部長がお答えしました国土強靱化地域計画の中に盛り込んでまいりたいと考えております。

〔9番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

私が簡単にこの問題を申し上げたいのは、私どもも総務省の補助事業でできないかというふうに取りかかったわけですが、先ほど申し上げましたように不採算の面でどうしても応えられないということでしたので、国が全て緊急対策での対応はできないのかどうかということを探っていただきたい。そして、可能であるならば積極的に取り組んでほしいということですが、可能なんです。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの再質問についての答弁を早川副市長に求めます。

早川副市長。

○副市長（早川 謙君）

今、国土強靱化に向けて国のほうでもさまざまな交付金・補助金を新設されておりますが、それにつきましては、また関係省庁に確認をして、活用できるものについては活用してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（鏑本規之君）

黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

積極的にお願いします。

次に移ります。

ことし9月11日に上陸した台風15号では、千葉県内で約46万戸、長いところでは数十日間停電が続いた被害となり、住民の生活に大きな支障を来すニュースが報道されておりました。その原因の大半は、豪雨による倒木で電柱が折れる、あるいは電線が切断されたものであるという報道がされておりました。

昨年、本市においても9月にかつてないほどの豪雨に見舞われ、倒木が原因による停電が発生し、私のところでは足かけ6日間の停電となり、多くの苦情が寄せられたことは本市の防災において想定外の事案でありまして、一時はパニック状態となり、担当部では相当な苦勞をされたということを知っております。その原因は、ことしの千葉県と同じで広範囲にわたり倒木があったため、その対策が追いつかず電力会社が復旧に対応し切れなかったということにあります。

ここで資料5を見ていただきたいと思いますが、本年9月25日の岐阜新聞に掲載された記事でございます。

この写真に掲載されている場所は、私が郡上高山方面の近道として利用する板取からタラガトンネルを經由して郡上八幡へ通じる県道沿いで、冬には雪もかなり多いということを知っております。沿道は山側へかなり広範囲で伐採をされまして、県内では初めて見る景観でありました。郡上市では伊勢湾台風での大規模停電を経験し、その後も台風につけ加え大雪による倒木が電線を切断し、たびたび停電被害に遭ったということでもあります。

この事態解消のため、市は県の補助金を受け、中電と連携して倒木防止の事前伐採でその取り組みを始めたということでございます。ただ、市内には電線が通る道路が3,000キロメートルあり、この8割が山間部でありまして、途方もない距離であります。しかしながら、4年間で16キロ分を伐採し、本年度も5.3キロ分を実施する予定で、昨年9月の台風21号では、市内で約700本の倒木があり、電柱が約50本倒れ、7,000戸が停電、復旧には最長1週間程度になったということでもあります。電線のある道路沿いの伐採事業は15年度から3年間で県の補助金を活用した郡上市や高山市、飛騨市、下呂市が距離にして計34キロメートル、2万2,000本分を伐採したということで、この事業の実施を希望する市町村はふえているということでもあります。

この件につきましては、先日行われました自民党岐阜県連の地方自治連絡協議会においても、郡上の日置市長からこの事業の拡大とそれに伴う予算措置の要望を強く訴えられておりました。倒木による停電防止策としては、電線の地中化もございますが、これにつきましては費用も膨大で現実的ではありません。この事前伐採による対策を進めるほかはないものと考えます。本市における現状

と今後の事業推進を強く求めたいと思いますが、答弁をお願いいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を早川副市長に求めます。

早川副市長。

○副市長（早川 謙君）

停電防止への事前伐採による倒木対策についてお答えします。

新聞報道等で皆様も御承知のとおり、近年全国各地で大型の台風による大規模な停電に見舞われており、昨年9月4日の台風21号では、本市におきましても復旧に最大4日を要する停電が発生いたしました。さらに、同月30日の台風24号では、愛知県、静岡県を中心に約119万戸が停電し、完全復旧までに6日程度を要し、また本年9月の台風15号では、千葉県を中心に関東地方で約93万戸が停電し、2週間以上たっても千葉県の山間部で電力が復旧しなかったことが問題となっております。このような停電の広域化と長期化を招いたのは、強風による倒木によって電線が多数切断され、倒木により道路が寸断されたことが最大の要因とされております。

本市では、平成26年12月の大雪による倒木が原因で発生した停電の教訓から、本市と中部電力株式会社による非常災害発生時における土地の使用に関する協定書を締結し、災害発生時に電力施設の復旧作業の前線基地として市有地を使用していただくこととしました。

また、県におきましては、倒木被害の可能性がある立木等の伐採費用を電気事業者が2分の1、残りを岐阜県と市町村でそれぞれ半分ずつ負担することとする岐阜県ライフライン保全対策事業を平成27年度から3年間実施いたしましてしております。この事業は、昨年9月の台風21号の教訓を踏まえ、再度今年度から令和3年度の3年間、同事業を実施することとなったところでございます。

また、令和2年度から令和7年度までの計画期間となる次期岐阜県強靱化計画素案には、電源施設を遮断するような危険倒木の事前伐採を追加項目とするとお聞きしております。本市では、市単独による停電防止への事前伐採による倒木対策を実施しておりませんので、県の事業を積極的に活用すべきところですが、前回の事業実施時に立木の所有者の確認や交渉が難航し、想定どおりには伐採が進まず、効果が限定的なものであったともお聞きしております。

いずれにしましても、来年度策定します本巣市国土強靱化地域計画の中で、県の事業の活用も含め、岐阜県強靱化計画との整合を図りつつ、本巣市の地域特性を踏まえた停電防止対策を検討してまいりたいと考えております。

〔9番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

この取り組みにつきましては、先ほども紹介したように郡上市や飛騨方面では早く取り組みがされておりますので、本市も広い地域で、北部では大雪の被害があることから、積極的にこの事業を進めてほしいというふうに思います。

次に移ります。

SDG sということでございますが、タイミングがいいのか悪いのか、この記事が広報もとの今月号の掲載をされておまして、きのう見ましたが、これについては9月議会におきましても今枝議員が質問をされましたが、正直言ってそのときの私はこれに関する知識が全くありません。何となく聞いておりましたが、後の懇親会でやりましたね、3010運動だけはしっかりというふうに覚えております。

先日、市民の方からこの本、SDG sの主流化と実践による地方創生という本を紹介していただきました。ぜひこれを参考にSDG sを行政に取り入れ、まちづくりに生かしてはどうかというアドバイスをいただきまして、少し勉強をしたところでございます。

まず、このSDG sとは、2015年9月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟の193カ国が2016年から30年の15年間で達成するために掲げた目標で、資料6にあるよう、世界中のみんなが目指す継続的な社会、地球環境を構築するための117の目標を掲げております。4つに集約いたしますと、世界中の貧困をなくすこと、継続可能な経済をつくること、環境を守り続けること、SDG s実現の資金と協力関係の構築と活性化というふうにしております。

我が国におきましても、2016年5月に安倍総理を本部長とする推進本部会合が開催をされ、日本のSDG sにかかわることが結成をされ、具体的な政策として次のページにあるようSDG s未来都市自治体SDG sモデル事業を推進しております。これは持続可能なまちづくりのため、現在取り組んでいる地方創生に資する地方自治体の取り組みを支援するというもので、すぐれた取り組みを提案する29都市を選定し、特に先導的な取り組み10事業を自治体SDG sモデル事業として支援し、地方創生の進化につなげていくというものでございます。

次のページには、選定された都市とその取り組み内容がございまして、次にはその10事業と補助金額がございまして。

今回、私の質問は、何も国からの補助金があるので、積極的に取り組んではどうかというものはございませぬが、まずはこのSDG sに対する見解をお聞きしたいと思います。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を大野企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、お答えをいたします。

このSDG sにつきましては、ただいま議員からいろいろ御紹介をいただきましたが、地球上の誰一人として取り残さない持続可能な世界を実現するため、2015年の国連サミットにおきまして採択がなされ、2030年を期限とし、17の目標と具体的な169のターゲットから成る世界共通の目標でございまして、国におきましても平成29年にまち・ひと・しごと創生基本方針2017が閣議決定され、その中で地方公共団体における持続可能な開発目標の推進が盛り込まれたところでございます。

こうしたことから、本巣市を初めとする基礎自治体におきましても、積極的に推進していくこ

とが重要なことであると考えておりまして、本市の地方創生を推進する上で持続可能なまちづくりと地域の活性化のためにも、SDG s の考え方を取り入れながらまちづくりを進めていく必要があると考えております。

また、このSDG s の目標やターゲットにつきましては、雇用の創出や産業振興、また環境保全など、既に本市の総合計画や総合戦略において掲げております目標と合致しているものも多くあり、本市の目標は世界的にも共通しているものであると改めて認識したところでもございます。

〔9 番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

黒田議員。

○9 番（黒田芳弘君）

次に移りたいと思います。

では、今後の取り組みについてということでございますが、今回この本を紹介されて、ちょうど勉強を始めるころ市のホームページを見ますと、SDG s 職員向け研修会を開催したということを押見いたしました。具体的には講師を招き、カードゲームを体験し、SDG s の本質を理解する取り組みをされたということであります。

先ほど紹介いたしましたこの本の著者であります樋口さんは、先日研修で伺った遠野市の遠野みらい創りカレッジを創設された方でありまして、遠野市と富士ゼロックスは、東日本大震災の復興推進活動をきっかけに交流が始まりまして、富士ゼロックスの社員であった樋口さんは、震災の後方支援に当たる遠野市と取り組みを進める中で、市が掲げる少子・高齢化やまちの活性化といった課題の解決、そして地域と企業がその枠を超えて相互に新たな価値の創造を行っていくことを目的に、この遠野みらい創りカレッジを設立し、地方創生やまちづくりといったものにつなげていくということでございます。

先ほども申し上げましたが、このSDG s というものは、国の事業で補助金がもらえるので取り組みをというものはなく、今回この質問で申し上げたいのは、行政の仕事、あるいは本市の企業で働く方々、そして市民そのものが目標を立て、それを実践することで結果を出して、そしてそれがいずれはまちづくり全体、地方創生に結びつくものであるということ、この本を読みながら思うところございました。

このSDG s に関する今後の取り組みについてお伺いをしたいと思います。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を大野企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、今後の取り組みにつきましてお答えをいたします。

その前に、現在の取り組み状況でございます。先ほど議員からも若干お話もございましたが、今年度策定に向けて取り組んでおります第2期本巢市まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、

このSDGsの理念や考え方を取り入れた戦略となるよう、現在検討を進めているところでございます。

また、その策定に携わる中堅職員を対象といたしまして、SDGsの推進のために、国際社会が協調する難しさを楽しみながら体験できるカードゲーム2030SDGsを活用したワークショップ形式の研修会を開催いたしまして、職員のSDGsに対する理解を深めたところでもございます。加えて、市民の皆様にもSDGsの理念や意義を御理解いただくために、本市の12月号の広報紙におきまして、このSDGsを特集いたしまして周知したところでもございます。

今後の取り組みといたしましては、引き続き研修会などの機会を捉えて、職員のSDGsに対する理解を深めるとともに、市民の皆様にもより身近なこととして捉えていただけるよう、ケーブルテレビの番組などを活用したわかりやすい周知にも進めてまいりたいというふうに考えております。また、来年度は第2期本巢市総合計画の見直しの年でもありますことから、総合戦略策定と同様に、このSDGsの理念や考え方を取り入れた計画の策定に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

[9番議員挙手]

○議長（鐔本規之君）

黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

今、市の取り組みも紹介をされましたが、再質問いたしました2点まとめてお願いしたいと思います。まず、このカードゲームというものを実施したということではございますが、具体的にはどういったものなのかということが1点。それから先ほど申し上げましたように、これは市全体に広げていくことでまちづくりに効果が、数字が上がるというふうに理解をしていますので、そういったこの考えを広く広めていくということが必要かと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの再質問についての答弁を大野企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

このカードゲームでございます。職員が先日行ったわけではございますが、このカードゲームにつきましては、SDGsの目標、17の目標でございますが、この一つ一つを細かく勉強するというものではございませんで、なぜSDGsがこの私たちの世界に必要なのか、またそれがあることによってどんな変化や可能性があるのかといったことを体験的に理解するためのゲームでございます。具体的には、与えられたお金と時間のカードを使ってプロジェクト活動を行いまして、グループに与えられたゴールを目指すというものでございまして、今までにSDGsという言葉聞いたことない人であるとか、また余り興味や関心がない人、こういった方もこのゲームを通じて、そのゲームが持つおもしろさ、知らず知らずのうちに熱中をし、楽しみながらSDGsの本質が理解できるというようなゲームであるということではございます。

また、こういったSDGsのことを市民の方にどう周知をしていくのかということかと思いますが、市民の方を対象にしてこういったゲームを取り入れた活動というのは既に行われております。そういったことからSDGsを理解していただく手法として、こういったカードゲームというものの体験は大変有意義であるというふうに思っております。そういったことから、今後もこういった市民の皆様にもカードゲームを通じて、SDGsを御理解いただくような取り組みについて、今後検討をしてみたいというふうに考えております。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

最後に一言お願いします。

私もこの本を読み上げまして、このSDGsの勉強を始めたばかりでございます。少し大げさなふうに捉えられるかもしれませんが、私たち日本人は物資にあふれる豊かな生活を手に入れました。そして、医療技術は格段に進歩をし、世界に類を見ない長寿国家となり、その反面、医療・年金・介護等の社会保障費が増大する財政的危機や、最近では高齢者の自動車事故が多発するなど、高齢化社会ゆえのさまざまな問題がクローズアップされております。ぜいたくが身についた資本主義、廃棄主義社会の中で、これまで大切にしてきた助け合う美しい心や道徳心が薄れてきたようにも思っています。

世界的シェアで見ますと、ユニセフなどでは、貧困にあえぎ、ワクチンを必要とする多くの難民や子どもたちを助けようと活動を続けております。でも、この子どもたちを救える月々3,000円のサポートがなかなかできない悲しい自分がいます。

大規模な森林破壊が進み、火事や洪水が頻発をし、CO₂吸収の障害となる環境汚染が進んでおります。海洋汚染も深刻で、死んだジュゴンやウミガメの体内からは、大量のプラスチックごみが出てきたそうであります。これを受けまして、紙ストローへの切りかえなど、プラスチックごみ削減に自治体や民間企業が取り組みを始めております。

このSDGsの考え方や目標は、貧困をなくすこと、飢餓をゼロにすること、環境を守ること、そして人や国の不平等をなくし、人類が永遠に平和に存在していくための基本的なことを掲げているもので、我々はいま一度立ちどまり見詰め直す必要があるというふうに感じました。

本市も未来へわたって持続可能なまちであるため、全市民が一体となって、このSDGsを進めていくことを望みまして、私の質問を終わりたいと思います。

最後になりますが、多忙なこの年の瀬を元気に過ごされ、輝かしい新年をお迎えくださいますことを心よりお祈りを申し上げまして、私の全て質問を終わりたいと思います。御清聴ありがとうございました。

○議長（鰐本規之君）

続きまして、10番 白井悦子君の発言を許します。

臼井議員。

○10番（臼井悦子君）

それでは、私の質問を始めさせていただきます。

それでは、2項目につきまして質問させていただきます。

初めに、風水害、地震などの防災対策についての御質問をいたします。

私は毎年、千葉県にあります市町村アカデミーで、市町村議会議員セミナーに参加しております。そして、ことしはたまたまこの防災の講義がございましたので、10月に研修に参加してまいりました。

講義の一つに、自治体の防災対策と災害時の議員の対応がありました。講師は鍵屋一先生でしたが、今まで災害は忘れたころにやって来るという言葉がよく言われておりましたが、その中で先生の一行に、気持ちが大変引き締まりました。それは、災害は忘れないころにやって来るという言葉でした。確かに現在、日本は過去・現在と大変な地震などの大災害に見舞われております。そして、地震の中では記憶に新しい1995年の阪神・淡路大震災、2004年の中越地震、2011年の東日本大震災、まさに多くのとうとい命が失われてしまいました。そして、ことしになっては、9月に発生した台風15号における風水害では、多くの河川の氾濫による多大な被害が発生しました。まさに身近に起こり得る災害に備えて、日ごろから総合的に取り組むことへの重要さを考えなければなりません。

さきに質問された黒田議員も、大変事細かに防災について御質問されました。その中で、また私が引き続き質問させていただくわけですが、多少重なるところもあると思いますが、その点よろしくお願いいたします。

最初に、現在の本市の防災への取り組みについてお尋ねいたします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

本市の防災対策の取り組みについてお答えさせていただきます。

先ほどと少し重複するところもございますが、御容赦いただきたいと思います。

本市では、災害への防災対策の基本となる事項を本巢市地域防災計画に定めまして、さらに個別の減災対策につきましては、関係部局と協議しながら計画やマニュアル、手引きを策定いたしまして、市域、市民のかけがえのない生命、体及び財産を災害から守ることに努めているところでございます。

また、防災対策といたしまして、最も基本になりますのは、みずからの命はみずから守る、自助のことでございますことから、市内の危険箇所を把握していくための各種のハザードマップを策定し、周知に努めさせていただいておるほか、強風雨時においても自宅で市からの避難情報が入手できる戸別受信機の無償貸与も行っているところでございます。さらに共助の充実に向けまして、自治会の防災活動を支援する自主防災活動補助金や防災資機材等を整備する自主防災活性化補助金の

ほか、先ほど申しましたように防災士の資格職員の助成やフォローアップにも取り組んでいるところでございます。このほか地域の防災力、特に自助、共助の意識の高揚を図る市の総合防災訓練実施に当たりましても、地域の実情に合った自主的な防災訓練が実施されるように、メニュー等を提示しながら支援しているところでもございます。

激甚化する災害が頻発する昨今でございますから、被害を最小限にとどめるべく自助、共助を育成する防災・減災対策に引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

臼井議員。

○10番（臼井悦子君）

ありがとうございます。

大変細かに本市も取り組んでおられますことを本当に重々承知しておりますが、こうして皆様方の御協力をいただいて、それぞれの命を守るという対策を本当に今後もしっかり取り組んでいきたいと思っております。

それでは、本市と他の団体、自治体との協力体制についてお尋ねいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

先ほどの御質問で、市の防災対策につきましてはお答えさせていただいたところでございますが、通勤・通学する方や買い物される方の一時的な避難先の確保、近年激甚化する災害によるライフラインの被害の深刻化、被災時の避難者等における食料や物資の確保など、市単独による防災体制では十分対応し切れないことが新聞等々でも報道されておまして、本市におきましても例外ではございません。

本市では、大規模災害発生時に迅速な応急対策、災害復旧が行えるよう、市内外の各種機関と災害時の応援協定を、現在43団体と締結しておるところでございます。具体的には、市内の11企業と災害時における避難者の一時的な避難先の施設開放に関する協定、道路や水道施設の迅速な復旧・復興に必要となる資機材の優先対応、応急対策に必要な輸送車両の確保など、ライフラインの維持修繕に関する協定、生活物資や医薬品の提供などを定めました協定、さらに揖斐郡大野町と海老地区に関する越境避難の協定や、県外12市町との相互応援協定を締結しているところでございます。

今後につきましても、引き続き市の防災体制の充実、強化を図りながら、加えて市内外のさまざまな関係機関と災害時における協定などを締結いたしまして、協力体制の整備に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

臼井議員。

○10番（臼井悦子君）

ありがとうございます。

続きまして、災害発生時における高齢者、独居、障がいのある方への危機管理対策としまして、情報交換のルートなどのマニュアルとか、福祉関係者の災害対応力を高め、二次被害の防止への対応として、福祉における防災計画につきましてはいかがでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を久富健康福祉部長に求めます。

久富健康福祉部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

それでは、福祉におきます防災計画につきまして、お答えをさせていただきます。

近年は東日本大震災や熊本地震、台風による風水害などの自然災害が多く発生し、全国各地に甚大な被害をもたらしております。

昨年の西日本豪雨や、ことし10月に東日本を襲った台風19号では、河川の氾濫や堤防の決壊により、高齢者が犠牲になるなど、浸水から逃げおくれたケースが目立ちました。また、これらの災害により高齢者や障がい者などのいわゆる災害時要配慮者が避難所等において長期間の避難生活を余儀なくされ、場合によっては生活機能の低下や要介護度の重度化、災害関連死といった二次被害の発生リスクを伴います。

本市におきましては、地域防災計画の中で、災害時におけます要配慮者の支援策の一つに、災害時にひとりで避難することが困難な人の名簿として、避難行動要支援者名簿を作成しております。この避難行動要支援者名簿の対象者は、介護保険法によります要介護3以上の要介護者や、75歳以上の高齢者、身体障害者手帳1級、または2級、療育手帳A1、またはA2、精神障害者保健福祉手帳1級を所持している障がい者で、単身世帯の方、またその他これらに準ずる人のうち、災害時に支援が必要でみずから名簿の登録を希望し、平常時における名簿情報の提供を承諾する人となっております。

また、名簿の活用といたしましては、本人の同意を得まして、平常時から消防機関や民生委員等の避難支援等関係者に情報提供することや、災害時または災害の発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無にかかわらず、避難支援等関係者に情報提供いたしまして、名簿情報を共有することとしております。

現在、名簿に記載されました避難行動要支援者数は2,723人で、そのうち約3割の757の方が平常時からの情報提供に同意をいただいております。

また、災害時要配慮者の避難支援は、地域による共助が基本でありまして、いざというときは地域の自主防災組織が中心となって要配慮者を避難させる仕組みづくりが必要と考えておりまして、市防災総合訓練や、自主防災組織が実施いたします避難訓練時には、災害時要配慮者の避難も想定

した訓練を実施していただけるよう、周知してまいりたいと考えております。

[10番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

臼井議員。

○10番（臼井悦子君）

今、お聞きいたしましたら、要支援対象者につきましては、3割程度の方が情報提供をしておられるということです。本当に災害発生時には大変手おくれということもございますので、できましたら情報提供の同意を少しでも多くの方がされるように思います。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

高齢化が進み、近所づき合いが減り、自治体職員も減少する中、公助にも限界があると言われておりますが、自助、家庭での防災会議、自助の計画。共助は自治会、隣近所での助け合い、地区での防災計画。公助、リスクの把握、避難所の指定、避難勧告等の通知。それぞれの役割を日ごろから意識と行動への体制が必要と考えます。

それでは、本巢市、特に北部地域におきましては、道路沿いに樹木が覆われて大変危険に感じる場所もあります。先般、各家庭に配付回覧されました樹木の伐採等に御協力くださいという文書が回ってまいりました。この樹木の危険な状況の写真もつけて、このようなものが一軒ずつでなくて、回覧文書が来ましたので、私はこれをコピーしたんですけど、それで大変危険なところが多いということも通ってきてわかると思いますが、その樹木の危険なところの伐採などについての、この文書も含めてですけれども、道路沿い樹木の事前伐採などの安全対策についてお尋ねいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、道路沿い樹木の事前伐採などの安全対策についてお答えさせていただきます。

大雨などで倒木が予想され、通行に支障のおそれがある民有地の樹木について、事前の伐採は市としては行っておりません。伐採は樹木所有者の責務であり、基本的には地権者に実施していただくようお願いをしております。民有地の樹木が道路の通行に支障がある場合でも、原則道路管理者から樹木所有者への伐採のお願いをしております。ただし、既に路上倒木等で支障となっており、通行に危険が及ぶと判断した場合においては、道路管理者において緊急的に伐採除去をしております。

昨年度発生した台風21号や、今年度千葉県など被害があった台風19号など、いつ発生するかわからない大雨や強風で道路沿いの樹木が倒れ、道路を塞ぐことがないように、またこれが原因で事故が発生した場合、法律により樹木の保有者が責任を問われることがあるため、所有者に対しては周知徹底を図る必要があります。

今回、岐阜県において作成された支障木伐採の協力チラシについて、各自治会に対しまして11月

の回覧で周知をさせていただきました。岐阜県では、所有者の高齢化や高額な経費を理由に、県管理道沿いの樹木の伐採が進んでいないことから、緊急輸送道路の通行の安全確保を目的として、本市では国道157号や国道418号など県管理道路沿いにおける樹木の伐採を促すため、伐採、運搬及び処分に対する必要経費を補助する制度といたしまして、岐阜県管理道路沿い民有地の倒木伐採事業費補助金制度がございます。本市を經由しての申請となりますが、土地所有者、自治会組織、または地縁団体等に対して、対象経費2分の1の補助でございます。市道につきましては、県道沿いのような樹木伐採に対する補助制度はございません。

また、道路管理者としては民有地の伐採が困難でありますので、他市町村における対処方法などの実例を見解、またさまざまな観点を今後検討いたしまして、道路沿いの安全対策について今後も調査・研究をまいります。

いずれにいたしましても、市道におけます通行に支障を及ぼさないよう、樹木の所有者におきましては、自己の責任によりまして、適正な管理をしていきたいと考えております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

臼井議員。

○10番（臼井悦子君）

ありがとうございます。

山林所有者の責任は理解いたしますが、所有者や管理者が地域においては高齢者であったり、過疎地では伐採が困難であり、そういった現状を考え、自治体としての対応策はいかがでしょうか。再質問いたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの再質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、今の地域で高齢化や過疎化が進んでいるというところでございますが、本市におきましても先ほど御説明いたしました、道路沿いの民有地の樹木伐採費の補助制度ということはございません。ですが、県の森林・環境税を活用し、地元自治会が事業主体となりまして、本巣地域の鍋原では人家の周辺で他人が所有する危険木の伐採を行い、当箇所が道路沿いであったというこういった経緯はございますので、要件が整えばこういうような補助金の制度が活用する場合もございます。

また、所有する土地で道路沿いに生い茂る樹木につきましては、道路構造令による車両の建築限界など基準を満たさない場合や、見通しが悪い場合、また接触など通行車両の支障となるおそれがある場合など、道路管理者の管理瑕疵責任を問われることが予見されるなど、緊急性が高いと判断する場合には、民法720条正当防衛及び緊急避難を根拠に道路管理者におきまして剪定、伐採を行

うということでございます。しかし、所有者の高齢化等によりまして伐採が困難な場合に対しましては、他市町村もこういった事前伐採制度というのがございますので、そういった動向を見ながら本市といたしましても調査・研究してまいりたいということでございます。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

臼井議員。

○10番（臼井悦子君）

大変な困難な支援ではございますが、安全を第一に一日でも早い整備の支援をよろしくお願いたしたいと思います。

また、これに関連いたしまして、さきに黒田議員がお尋ねされましたが、災害時に倒木により停電が大変多く発生しております。これに対して本市としてはどのような対策を考えておられるのか、副市長さん、お願いいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの再質問についての答弁を早川副市長に求めます。

早川副市長。

○副市長（早川 謙君）

倒木による停電への市の対策についてお答えします。

先ほど黒田議員からの御質問への答弁と重複いたしますが、倒木による停電対策につきましては、来年度に策定します本巣市国土強靱化地域計画において、ライフライン等の被害が最小限にとどめるとともに、早期に復旧させるための対応策を検討していることとしておりますことから、今年度から3カ年で進められる岐阜県ライフライン保全対策事業、先ほど黒田議員から積極的な活用をとの御指摘、御意見を頂戴しましたが、こうした事業の活用も検討しながら対策を講じてまいりたいと考えております。

[10番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

臼井議員。

○10番（臼井悦子君）

ありがとうございます。

同じような問題ではありますが、改めて市民の多くの皆さんが大変不安を持たれる問題でありましたのでお尋ねさせていただきました。

それでは、続きまして2項目めの質問に入りたいと思います。

放課後チャレンジクラブについての御質問をいたします。

近年の小学校教育は、地域とのかかわりを重視し、その取り組みに力を入れていると思います。コミュニティスクールもその一環だと思いますが、人生の先輩から学ぶ会など、先般本巣小学校でも開催しておりますが、子どもと地域がともに学び、大人は子どもたちの成長を学校教育からも知

ることができ、大変よい教育のあり方だと感じております。

そういった中で、子育て支援の一つに、放課後子ども教室、いわゆる放課後チャレンジクラブがありますが、その現状についてお尋ねいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

放課後チャレンジクラブの現状についてお答えします。

放課後チャレンジクラブは、地域による子育て支援の一環として、子どもたちにさまざまなジャンルの学びを提供する本巢市独自の取り組みです。

○議長（鰐本規之君）

暫時休憩とします。

午前10時31分 休憩

午前10時33分 再開

○議長（鰐本規之君）

再開をいたします。

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

放課後チャレンジクラブの現状についてお答えします。

放課後チャレンジクラブは、地域による子育て支援の一環として、子どもたちにさまざまなジャンルの学びを提供する本巢市独自の取り組みです。留守家庭教室に通っている児童も含め、希望する小学校1年生から6年生までの子どもを対象としています。昨年度は各学校で年間5回ずつ実施し、登録した子どもの合計は315人、延べ約1,600人が放課後チャレンジクラブに参加しました。クラブの内容につきましては、ヒップホップダンスやヨガ、ミニテニス、フェンシング、相撲などの運動系や科学工作、和紙ちぎり絵、紙飛行機づくりなどの制作系、外国人との国際交流など、多様な活動を実施することができました。

放課後チャレンジクラブのさらなる特色は、指導者としてスポーツクラブルネッサンスやぎふ瑞穂スポーツガーデン、朝日大学、スバル学院など、地域の教育力を大いに活用している点です。それに加え、放課後チャレンジクラブスタッフやボランティア、学力向上サポーターなど、地域の方々にこの活動を支えていただいております。ボランティアの総数は約70人、延べ520人ほどの地域の大人が子どもにかかわる意味深い活動となっております。

[10番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

臼井議員。

○10番（臼井悦子君）

ありがとうございました。

大変、本巢市独自の支援策として、本当に子どもたちのために多くの皆さんが活動していただいております。

また、その教室を実施することによって、青少年の健全育成への成果といたしましてはいかがでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

青少年の健全育成への成果についてお答えします。

昨年度、放課後チャレンジクラブ終了後、参加した子どもたちにアンケートをとったところ、87%の子どもが楽しかったと回答しており、活動内容にはほぼ満足していることがわかります。また、自分が興味なかったことも体験でき、好きなことがふえた。放課後チャレンジクラブがある日は学校から帰るのが遅くなるけど、頑張って宿題をやることができたなどの感想があり、自己の可能性を広げたり、学習意欲を高めたりする効果も見られました。さらに、放課後チャレンジクラブに参加した子どもの保護者からは、親の私だけではなかなかしてあげられない初めての体験に大喜びしています。講師の先生やスタッフの方など、いろいろな大人の方が声をかけてくださるので自信にもつながっていますというメッセージもいただき、子育て支援の一助となっていることもうかがえました。

また、放課後チャレンジクラブは親や先生以外の大人と直接かかわることができる貴重な機会でもあります。こうした機会が子どものコミュニケーション能力を向上させることにつながるとともに、自分が住んでいる地域への理解も高まります。

全国調査での今住んでいる地域の行事に参加していますかという問いに対して、参加していると答えた本巢市の小学校6年生の割合は92%で、全国平均83%を大きく上回り、全国平均の順位に当てはめると1位という結果になります。この数字からも、放課後チャレンジクラブなどで地域の大人の方々にかかわってもらえているその成果がよくわかります。

さらに、放課後チャレンジクラブにかかわるスタッフやボランティアにとっても、子どもの達成感や自己肯定感を感じる姿を見ることで、自身のやりがいと存在感を感じてみえます。かかわる大人も子どもとともに育つことができる有意義な活動となっていることも大きな成果と捉えております。

[10番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

臼井議員。

○10番（臼井悦子君）

ありがとうございます。

やはり、本当に参加しておられる子どもさんたちのそういった声を理解することができると思います。

子どもの場合、例えば小学校の人生の先輩というところに参加したわけなんですけど、初日に行くより、また次に行ったときのほうが、もう本当に子どもたちがなじむというのか、その地域の人に本当の冗談を言っているいろんなことを話をしてくるということから、やはりこういった少子化現象によりまず教育環境の中で、地域の人との関係とかかわりを持って、子どもたちの豊かな社会性、人間関係を築いていけるということは大変ありがたいことだと思っております。

年間5回というような実施状況なんですけど、また今後もこのチャレンジクラブへの活動支援というのか、この件につきましてさらに言うまでもないような状況ではございますが、活動日数がもう少しふえるといいかなというふうに思いますので、今後のチャレンジクラブへの活動支援について、よろしくお尋ねしたいと思います。お願いします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

今後の活動支援についてお答えします。

子どもたちは、親や先生以外の大人との出会いを楽しみにしており、その人たちとかかわりたいという気持ちを大きく持っています。放課後チャレンジクラブは活動を通して指導者やスタッフ、ボランティアの方たちに見守られ、触れ合う中で、みずから挑戦する力や社会性が育まれている活動です。今後、子どもたちのさらなる成長のために支援していきたいことは、まず子どもにかかわる大人の数をもっとふやして、さまざまな大人の生き方にふれさせてやりたいと考えております。

そのため、子どもたちが活動している様子を保護者や地域の方々に参観してもらったり、広報等で広めたりして、子どもたちにかかわっていかうとする地域の方々の意欲を高めていきます。さらに、かかわる大人をふやすために、また内容をより充実させるために、コミュニティスクールの運営と連携しながら、将棋や囲碁、編み物や木工などの身近な得意わざを持った地域の指導者を発掘し、内容も工夫してまいります。また、地域の指導者に対する支援も重要であると考えています。子どもに声をかけ、具体的に認めることが大切ですし、時に子どもの至らなさや許しがたい言動に適切に指導することも必要だと考えています。そこで、指導者となる方々に対して、発達の段階に応じた子どもたちとのかかわり方などを学ぶ研修会を実施し、スタッフやボランティアが自信を持って指導できるようにしていきます。

これらを通して、地域の子どもの地域で育てる機運を高め、市民一人一人が子どもにとっての地域の先生となっていく本巣市づくりを目指してまいります。以上です。

〔10番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

臼井議員。

○10番（臼井悦子君）

ありがとうございました。

本当に大変いいこういう支援をされているということで、本当に心から感謝申し上げます。

一人でも多くの方が、地域学習ボランティアとして、子どもとの触れ合いをする中で、子どもたちの健全な成長を見守っていくことができることを心から願いながら、この質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（鐔本規之君）

暫時休憩といたします。11時10分より道下議員の一般質問を行いますので、11時10分からですので、御参集のほどよろしく願いをいたします。

午前10時44分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（鐔本規之君）

再開をいたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

11番 道下和茂君の発言を許します。

○11番（道下和茂君）

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回1項目だけの質問でございますが、地域住民などから多くの声も寄せられておりますので、11課題について細かい質問などもあるかと思いますが、よろしく願いをいたします。

それと私ごとですが、この1週間ちょっと目がぼやけておりまして、ちょっと順番等が間違えましたら、ひとつ議長のほうで注意していただくようによろしく願いいたしまして質問に入らせていただきます。

織部の里もとす、NEO桜交流ランドの各施設におきましては、以前の一般財団法人から平成30年4月1日に本巢市観光等施設として民間企業の経営ノウハウを活用した売り上げ強化や経費削減の目的で民間事業者へ管理が委託されました。これらの施設は合併前におきまして、旧町村で都市の住民との交流や農林水産業の育成を初めとする産業振興と雇用の場の確保、魅力あるふるさとを創出し、地域活性化を図る目的などで設置され、公共的団体が管理、運営を行ってまいりました。

今回の委託は、事業者の提案書に基づいての公募選考の結果、基本協定書や管理業務仕様書などで契約がなされ、現在、その委託契約期間の5年、月数で言いますと60カ月の3分の1カ月が経過いたしました。課題や問題点なども見え始め、生産者や利用者、また市民などから生の声も寄せられております。チェック機能の改善措置も必要です。本巢市観光など施設の管理、運営を委託されました市の考えを何点かお伺いしたいと思います。

それでは、最初に①でございますが、施設は築後の経過年数から修繕費は今後増加すると考えます。修繕費は協定により入湯税と織部の売上率による納付金の合計額の範囲で、1件当たり20万以上は市の負担、20万以下は受託者の負担と定められております。20万以下の修繕合計額が100万を超えた場合は、また市の負担となっております。このように修繕に関する取り決めがそれぞれリスク分担の押しつけ合いとなり、利用者サービスや顧客満足度の低下を招き、さらに顧客離れになっていかないか。この修繕に関する取り決めが適切であるのか、疑問に感ずるところでございます。年々修繕費は膨らんでいくことが想定でき、売上増加は今日の社会経済情勢などから大幅な進展は望めないのではと考えます。利用者から料金をいただく施設では、サービスに加え、施設環境の顧客満足度も必要でございます。

そこでお伺いいたします。

30年度の受託者からの収入と、市の受託者への支出状況を伺います。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、お答えさせていただきます。

指定管理者からの収入といたしましては、本巢市観光等施設の管理に関する基本協定及び本巢市観光等施設の管理に関する年度協定において定められている納付金と、NEO桜交流ランドからの入湯税がございます。納付金につきましては、各施設の年間の売上額と年度協定に定める割合により算出することとなっております。

平成30年度の各施設の売り上げ実績につきましては、道の駅織部の里もとすが3億5,600万円、NEO桜交流ランドが1億5,200万円、NEOキャンプパークが4,900万円、うすずみ特産販売所が2,900万円、施設全体といたしましては5億8,800万円となっており、平成30年度に指定管理者から市に納めていただいた納付金額は769万円となっております。

NEO桜交流ランドから平成30年度に市に納めていただいた入湯税につきましては年間729万6,000円となっております。これらを合わせた1,498万6,000円が指定管理者からの収入となっております。

次に、市から指定管理者への支出につきましては、年度協定に基づき施設の指定管理料として年間1,500万円をお支払いしております。このほかに道の駅織部の里もとす及び道の駅うすずみ桜の里ねおの道路情報館やトイレの電気料、水道料金など光熱水費や施設の保守管理等に要する経費といたしまして、年間484万8,000円を市から指定管理者にお支払いをしております。以上でございます。

[11番議員挙手]

○議長（鐔本規之君）

道下議員。

○11番（道下和茂君）

それでは、②についてお伺いをいたします。

協定書の修繕のリスク分担区分が1カ所20万円以下の修繕は指定管理者が行うこととなっており、営業に影響はないとはいえ、顧客の目にとまるところは顧客満足度に影響が出ます。巡回、監視などの折に優先順位にかかわらず指導も必要ではないかと考えます。

そこで、施設利用料金の徴収施設での現状は、修繕状況が顧客満足度に近いものであるかをお伺いいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、お答えさせていただきます。

市が実施する年間の施設修繕につきましては、先ほど申しました本巢市観光等施設の管理に関する基本協定及び本巢市観光等施設の管理業務仕様書におきまして、指定管理者からの納付金とNEO桜交流ランドからの入湯税の合計額の範囲で行うことと定めております。

施設の修繕等につきましては、指定管理者から要望を受けた後、市職員が現地調査を行い、緊急性や必要性、また優先順位等を調査いたしまして、協定で定められた額の範囲内で施設運営に支障のあるものを重点に修繕を行っております。しかし、各施設とも建築から20年以上が経過し、施設の老朽化による経年劣化が進んでいるため、指定管理者から要望いただいている全ての修繕を行うことが困難な状況でございます。

現在の修繕状況が顧客満足度を満たしているかわかりませんが、今後、各施設の売り上げが伸び、指定管理者から納めていただく納付金がふえましたら、施設利用者からの要望に応えられるような修繕なども実施いたしまして、顧客満足度の向上につきまして、そういったことを図っていきたいと考えております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

道下議員。

○11番（道下和茂君）

再質問でございます。

顧客に限られた予算範囲で少しでも満足していただける努力は必要ではないかと思っております。施設修繕の必要性を判断し、優先順位にかかわらず必要なことは速やかに行うよう指導はできますか、お伺いをいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの再質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

ただいまの御質問でございますが、施設の修繕や改善等に関するこういった御意見、御要望につきましては、小規模なものは指定管理者において速やかに対応しておりますが、先ほど申しましたような大きな修繕となりますと、修繕を限られた予算の範囲内で行っていることから、そういった全ての要求に応えられていないのが現状であるということでございます。

今後につきましては、お客様アンケートにおいて施設の修繕や改善等に関する御意見や御要望がありましたら、指定管理者と緊急性や必要性、また優先順位等を調査いたしまして、可能な限り速やかに行えるように努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

道下議員。

○11番（道下和茂君）

それでは、3について伺います。

市の修繕費と主な修繕状況を伺います。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、市の修繕と修繕状況についてお答えをさせていただきます。

平成30年度に市が実施いたしました本栗市観光等施設の年間修繕費等につきましては、道の駅織部の里もとすが62万3,000円、NEO桜交流ランドが845万9,000円、NEOキャンピングパークが386万9,000円で、施設全体といたしましては1,295万1,000円となっております。

主な修繕箇所といたしましては、道の駅織部の里もとすが、台風により破損した案内看板の修繕及び駐車場の区画線設置工事、またNEO桜交流ランドにつきましてはボイラー設備の部品交換、自動ドア、浄化槽、屋根瓦の修繕、温浴施設の漏水箇所の修繕などを行っております。次に、NEOキャンピングパークにつきましては、コテージの外壁塗装、場内出入り口のカーゲートの修繕、またコテージ内のキッチンコンロの交換など、主に建物や機械設備に関する修繕がほとんどであります。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

道下議員。

○11番（道下和茂君）

再質問でございます。

修繕費は、予算額とリスク分担が協定書により定められております。修繕箇所が20万以上になるまでは受託者が、20万以上になるよう受託者が先延ばしする懸念、委託者は年度終了まで売り上げ

が不確定のため先延ばしする懸念などが生ずるのではと思います。施設の経年劣化が進み、現状では修繕が追いつかない状況です。先ほどの回答でございます。市の収入は織部の納付金と入湯税で1,498万6,000円となります。これが修繕費となりますが、30年度の市が行った修繕費は1,299万1,000円でございます。当該年度で修繕費の未使用金が230万5,000円あることになっておるわけですが、これは先延ばしなどのことはありませんか、お伺いをいたします。

また、この余剰金といいますか余ったお金でございますが、こういうものはやはり目的基金などを設けることも必要かと思しますので、その検討ができますか、お伺いを2点いたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの再質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、まず第1番目の質問でございますが、指定管理者におかれましては営業や運営に支障を来すおそれがあることから、そういったことで修繕を先延ばす、そんなことは行っておりません。また、指定管理者が行った修繕等につきましても、市に御報告をいただきまして、市の職員におきまして確認を行っているというところでございます。また、市が行う修繕につきましても、本巢市観光等施設の定例会におきまして月ごとに指定管理者から売上実績の報告をいただいておりますので、市は売上実績を確認しながら随時修繕を実施しているところでございます。

また、2つ目の御質問でございますが、指定管理者からの収入から年間の修繕費を差し引いた残金につきましては、仕様書におきまして翌年度以降に発生する修繕等に備え積み立てできるよう定めておりますので、残金につきましては地域交流施設整備基金に積み立てたところでございます。また、今後大規模な修繕等が必要になりましたら、当基金を活用しながら修繕してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

道下議員。

○11番（道下和茂君）

先ほど現状では修繕が追いつかない状況でございます。しかし、二百何万余っておりますよというのはなかなか合点がいかない部分がありますが、そうしたものを目的基金等に積み立てするというのであれば、この質問は終わりました次に進みます。

④につきまして、施設の設置目的を効果的に達成する必要から本協定や仕様書などに従って本業務が実施され、運営されているために協定締結がされております。計画報告書や業務実施状況など改善勧告なども基本協定で締結されており、報告を受けチェックはされていると思いますが、施設の委託前と委託後に大きな違いの有無やメリットがよくわからないなどの声もあります。民間委託の問題点もそろそろ見え始め、施設設置目的や効果、サービス水準の検証も必要と考えます。協定書や仕様書で示される事項が確実に実行されることで、顧客に満足の願える施設となり、設置目的

に結びついていくのではと思います。しかし、現実には日常の常態的な業務に流され、気がつかない点などの点も多くあるかと思いますが、完璧な管理運営は大変難しいかと考えます。しかし、顧客満足度、施設設置目的の向上を目指す努力は必要で大切なこととさせていただきます。こうした管理運営上のチェックを双方が行い、互いに設置目的に近づけるのが委託側、受託側に求められていることと考えます。

そこで、事業計画や実施状況の確認と改善などや勧告は具体的にどのように行われ、反映されているのかをお聞きします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、お答えさせていただきます。

事業計画や実施状況の確認と改善等や勧告につきましては、毎月実施しております市担当者、シダックス営業所長、各施設の責任者によります本巣市観光等施設の定例会において、各施設の責任者から月間の売上状況や期間中に実施したイベント等の取り組み状況、またお客様からのアンケート結果など、各施設の責任者からの報告資料に基づき、それぞれが意見交換を図りながら、事業計画や実施状況の確認、施設運営に関する問題点の共有や改善策など、今後の施設運営に反映できるよう協議を行っているところでございます。

また、毎月実施しております定例会のほかに、地元自治会代表者や市議会代表、本巣市観光協会及び本巣市商工会を交えた本巣市観光施設向上委員会を年2回開催し、市民や利用者の客観的な見地から当該施設の運営全般、利用者からの意見や苦情等の対応等について、出席者の皆様からアドバイスをいただき、問題解決等の協議を行っているところでございます。

こうした意見や要望、アドバイス等につきましては、シダックス社及び各施設の責任者において精査を行い、施設運営に反映しているところでございます。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

道下議員。

○11番（道下和茂君）

再質問でございます。

委託者のセルフによる利用者アンケートなどで、定例会、向上委員会で改善点などの意見交換がされておりますと。

それでは、農産物などを生産し、出品される方のアンケートなどは行っていないのか。また、受託者のセルフによるアンケートで施設の向上に反映されておりますが、委託者サイドでチェックシートの活用等により、巡視、点検などは行っていませんか、2点をお伺いいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの再質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、1問目についてでございますが、先ほどもお答えいたしました、施設利用者を対象としたアンケートにつきましては、指定管理者において実施をいただいているところでございます。生産者や出店者に対するアンケート調査の実施につきましては、11月に実施しました本巣市観光等施設の定例会におきまして、市から各責任者に対して生産者や出店者向けのアンケート調査についても今後実施されるよう依頼をしたところでございます。また、アンケートのこういった調査の結果が整いましたら、内容を市として精査をいたしまして今後の施設運営に反映できるよう、今後引き続きシダックス社と協議を進めてまいりたいということでございます。

次に、委託者サイドのチェックシートの活用ということでございますが、こういったチェックシートの活用によります巡視、点検ということにつきましては、現在、市の職員が定期的に各施設に赴き、先ほど申しました仕様書に基づき、事業が遂行されるかを確認いたしておるところでございます。今後はこういった議員御指摘のチェックシート等も活用しながら、今後も引き続き巡視、また点検を行っていきたいというふうに考えておりますのでよろしく願いいたします。以上でございます。

[11番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

道下議員。

○11番（道下和茂君）

職員による巡視等で行っておるということですが、やはりそれは記録に残して、後段でまたお願いはしますけど、そういうもので記録を残しながら行っていただきたいなと思ひまして、⑤の質問に入らせていただきます。

特に稼働率の低い宿泊施設へ顧客層を開拓して稼働率を上げるために、全国の宿泊事業者において集客が大きく伸びているのが合宿事業である。そのために既存の施設を大きく改修し、新たにプロジェクトアドベンチャー施設が受託者側からの提案書により設けられました。

そこでお伺いしますが、現在、貸しスタジオとプロジェクトアドベンチャー施設の利用団体数と人数と宿泊、日帰り別に区分した30年度利用状況は、また料金設定見直しと一般有料開放ができないかお伺いをいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、お答えさせていただきます。

平成30年度の貸しスタジオの利用実績でございますが、シダックス社により利用促進を図ってま

いりましたが、ダンス教室などとしての利用実績はございませんでした。しかしながら、雨天時や冬季期間中には屋外の体験型プロジェクトアドベンチャー施設を使ったプロジェクトアドベンチャー研修が行えない、こういったことから当貸しスタジオを使って室内向けのプロジェクトアドベンチャー研修に利用されたとお聞きをしております。

平成30年度のプロジェクトアドベンチャー施設の活用状況についてでございますが、市内の小学校、スポーツ少年団、また市外の企業など8団体476名で、このうち宿泊を伴った利用者は2団体173名、日帰りの利用者は6団体303名でありました。

この施設の利用料金の見直しにつきましては、施設利用者の損害保険やファシリテーターの人件費、また施設の維持管理に要する経費などを勘案して算定しており、現時点での料金見直しは考えていないということをシダックス社からお聞きをしております。

また、一般有料開放ができないかにつきましては、この本プロジェクトアドベンチャー施設は、人材開発や人材育成などを目的とした施設でありまして、専門知識を有したファシリテーターの同行の上行することから、一般有料開放ということについての利用につきましては、利用者の安全面も考慮いたしましてシダックス社からは考えていないということをお聞きしております。以上でございます。

[11番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

道下議員。

○11番（道下和茂君）

再質問でございます。

市民の方から、いつ見ても両施設ともに活用されていない現状を見ながら、施設への疑問点の声が多くあります。このファシリテーターというのは、ちょっと言いにくいのでインストラクターと言わせていただきますが、インストラクターの経費がかさむと聞いているが、当該施設で常駐のインストラクターを養成すれば使用料も抑えられ、また利用者の増加も期待できるのではないかと思います。インストラクターの人材育成を考えるよう指導は行っておりますか、お伺いをいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの再質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

先ほど申し上げましたとおり、施設の利用料金につきましては、施設利用者の損害保険、また先ほど言いました人件費部分のファシリテーターの人件費、また施設の維持管理に関する経費などを勘案してシダックス社のほうが算定しておるといところでございます。

現在、NEO桜交流ランドにつきましては、ファシリテーターの資格を有した者が1名ございますが、この者が営業業務などを兼務しておりますので、事前に予約をいただいた方のみ対応される

とお聞きをしております。また、このプログラムの内容では、参加される人数によりましてこういったファシリテーターの資格を有している者を配置するというところでございますので、主に関東や関西圏の企業、団体などから派遣をいただき対応されているということで、そういった人数を確保されているということをお聞きしております。

シダックス社におかれましても、今後こういった利用がふえるということで、この本巢市観光等施設で働くシダックス社の従業員の方々にもこういったファシリテーターの資格を取得させ対応していくことによりまして、施設の利用料金の抑制と利用者の増加を図っていきたいということをお聞きしておりますので、そういったことで市としても理解をしているというところでございます。以上でございます。

[11番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

道下議員。

○11番（道下和茂君）

このプロジェクトアドベンチャーでございますが、私もこの指定管理者の提案書を見させていただきましたが、中伊豆のほうで大変盛況だということでございますが、これそのものがこの本巢市の根尾地域に本当にふさわしい施設であったのか。中伊豆と比較して、どれだけ人を呼べるかということは、もっとその提案をしたのであれば、そういう状況に近づけるように、またインストラクターにおきましても1名ではできない部分もあろうかと思えます。そういう場合はさらに1名養成するとか、そういうことを考えて管理運営を行っていくよう指導をしていただきたいと思います。

それでは、⑥の斬新な自主事業の取り組みはあるのかお伺いをいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、斬新な自主事業の取り組みにつきましてお答えをさせていただきます。

各施設におかれましては、毎月大小さまざまなイベント等を行い、集客に努めていただいているところでございます。

道の駅織部の里もとすにおきましては、鮎のつかみ取りやカブトムシのつかみ取り、パンづくり教室など、新たなイベントなどを開催し、集客に努められているところでございます。また、シダックス社が指定管理を行っています石川県七尾市の道の駅のとじまを通じて、石川県七尾市産の鮮魚や能登野菜の出張販売、美濃加茂市にある清流里山公園での本巢市産富有柿の販売など、全国規模の展開を行っているシダックス社の強みを生かした商品販売により、売上向上に努められているところでございます。

NEOキャンピングパークにおいては、あらかじめけもの道に設置しておいたモニター越しに根尾地域に生息する野生生物を観察するイベントや、ジビエ肉を使ったハンバーガーづくり教室など、

おお客様が喜ぶようなイベントの開催や、日にち限定ではございますが、近年のペットブームに合わせたペット同伴でのキャンプなど、他の類似施設と差別化を図った取り組みを行うことで集客に努められているところでもあります。今後につきましても、全国規模の展開を行っているシダックス社の強みを生かして、シダックス社が指定管理を請け負っています全国の道の駅などと物販交流イベントや、また新たな特産品の開発やイベント開催のほか、市、シダックス社がアイデアを出し合いながら斬新な取り組みが行えるよう今後も努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

[11番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

道下議員。

○11番（道下和茂君）

さまざまなイベントや斬新なイベントを開拓され、今後もそうしたイベントが1回に限らず、継続的に行っていられることを大いに期待をいたしまして、次に進みます。

質問事項の⑦でございます。

特産品とは、ある特定の国や地域で産出されたもので、俗に地域の名物とも言われております。国により開発や販路拡大など、さまざまな施策で支援が提示されております。各自治体においても開発を重ね、販路拡大を積極的に展開されておるのが現状かと思えます。

本市においてもさまざまな特産品があります。中には北部地域しかできない地域限定の特産品もあります。旧町村時代に先人たちが長い年月をかけ、我が町、我が村しかできない特産品を地域活性化などの目的で開発され、加工販売を行ってきました。また、昔からの食文化の伝統的な加工食品もございます。そうした農産物や加工品の中には、本巢市の認定ブランドの加工品もあります。ようやく地域ブランドとして育ち始めておる加工品もあります。

そこで伺います。地域活性化から地域特産品をどのように考えているか、お伺いをいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、お答えさせていただきます。

本市は市域の8割以上を占める森林や清流根尾川、また南部に広がる広大な農地など豊かな自然環境に恵まれた地域でございます。こうした豊かな自然環境の中、富有柿、イチゴ、タマネギ、自然薯、ハツシモ、根尾米など、多くの農産物等が生産されております。地域でとれた農産物等につきましては、道の駅や市内の直売施設等で販売されておりますが、これらの農産物を加工して新たな特産品として販売することで、農産物等に付加価値が生まれ、生産者の所得向上につながるものと考えております。また、生産者の方におかれましても、自分たちがつくった農産物等に付加価値がつくことで、今まで以上につくる意欲が湧き、生産量の増加や生産農家の増加など、地域の活性

化につながるものではと考えております。

こうしたことから、地域でとれる農産物等を加工して新たな特産品として販売することは、地域の活性化を図る上で、重要な取り組みであると考えております。現在、シダックス社におきましては、徳山唐辛子を練り込んだこんにゃくの試作や、うどんに徳山唐辛子と地元企業がつくっている麩や根尾地域の特産品の山アザミのつくだ煮をトッピングした新メニューの試作など、地域の産品を使った新たな特産品開発に取り組まれているところでございます。

今後も畜産者を含めた生産者や観光施設等の指定管理者とスクラムを組み合わせながら、地域でとれる農産物等を使ったより高い付加価値を有した特産品の開発に努め、地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

道下議員。

○11番（道下和茂君）

地域特産としての考え方は、地域で生産される農産物など新たに付加価値をつけ、開発されることは地域活性化に重要なことであり、今後も新たな開発は当然求められるのではと考えます。また、開発していかなければならないと思っております。

しかし、常に新商品の開発だけに目を向けるのではなく、少量でもその地域に行かなくては食べられない、また手に入らない、そういった食材などの地域限定の特産品もあります。こうしたものが製造されなくなり、消滅していくことは地域住民の多くの方々が寂しさを感じ、心を痛めております。少量で販売量が少なくても、いかに販売量を増加させていくかが施設の設置目的ではないかと思えます。また、使命であります。伝統的なものはやはり守り育てていくことも大切なことです。

それでは、次に進みます。⑧でございます。

うすずみ特産の製造を第三者に委託されています。提案書や委託協定によると、従来の事業などを推進しながら地域活性化に結びつけていくとあり、基本協定で受託者は主たる業務を除く業務を第三者に委託し、または請け負わせる場合は事前に委託者の承認を得なければならないとあります。

そこで、特産品製造を第三者に業務委託された経緯をお伺いいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、お答えさせていただきます。

現在、特産品の製造を行っておりますうすずみ特産販売所の加工施設につきましては、旧根尾村の特産品を製造する目的で、平成12年に株式会社うすずみ特産が農協から倉庫をお借りし、食品加工施設として改装して、根尾村の特産品を製造してまいりました。平成26年度に株式会社うすずみ特産は解散し、製造業務は一般財団法人もとす振興公社に引き継がれ、その後、平成30年度に現在、

本施設の指定管理を行っておりますシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社に引き継がれました。

もとす振興公社からシダックス社への特産品加工施設を引き継ぐ際、農協からお借りしている当加工施設が保健所の衛生基準を満たしていないことが判明したことから、保健所の衛生基準などを満たし、新たにシダックス社による営業許可を取得するため、平成30年2月に当加工施設の一部を改修いたしました。この施設改修によりまして、保健所の営業許可は取得できるようになりましたが、改修した部分だけではシダックス社としての品質、衛生基準を満たしていなかったため、シダックス社におきまして特産品製造に係る業務を請け負っていただける業者や団体等を探していたとお聞きをしております。

こうした中、食品製造業務を多岐にわたって行っている業者から、当加工施設内にある石臼を使って豆乳の製造や地域の特産品を製造したいとの申し出がシダックス社に対してあったため、当業者が地元の農家ともつながりがあり、今後の地元産品を使った特産品開発におきまして有力な業者であるとシダックス社が判断され、自社運営での製造より、さらなる特産品の発展を期待いたしまして、特産品製造業務を当業者に委託することを決められたとお聞きをしております。その後、シダックス社から市に対しまして、特産品製造供給業務の第三者委託の届け出が提出をされたため、市が承認をいたしまして、特産品製造供給業務につきましては第三者委託するという事になったということでございます。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

道下議員。

○11番（道下和茂君）

再質問でございます。

ただいま答弁をお聞きしましたが、基本協定で示す事前に云々は届け出があったので承認したと。事前届とは適法性などが妥当かの判断を市が独自の調査をするために事前に提出していただくものかと解釈をいたしておりますが、また受託者にうすずみ特産加工施設を引き継ぐ際、保健所の基準を満たしていないことが判明したため、委託者が保健所の許可を受けられるよう一部を改修したと。その後、委託契約後に改修部分だけでは受託者の品質、衛生基準を満たさないことが判明したため、受託者は第三者契約で製造業も委託したとの回答でございます。

それでは、2点お伺いします。

なぜ、引き継ぎや改修後に社内基準が満たさないと判明した時点で協議がなされなかったのか。

2つ目に、第三者契約は事前承認となっておりますが、担当部署として製造業者の調査、また検討などが行われたのか、2点についてお伺いします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの再質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、1点目の質問でございますが、市といたしましては当加工施設をもとす振興公社からシダックス社に引き継ぐ際におきまして、もとす振興公社とシダックス社の間でこういったことにつきまして協議を行ったということをお聞きしております。しかし、この加工施設につきましては、もとす振興公社がもともと農協からお借りしている施設でありまして、シダックス社が保健所の営業許可が取得できるようもとす振興公社において最低限の改修を行っていただいたということをお聞きしております。

次に、2つ目の御質問の担当部署によります第三者製造業者の調査、検討につきましては、シダックス社より今後の地元産品を使いまして特産品開発におきまして有力な業者であるということが判断されまして、自社直営での製造より、先ほど申しましたように、さらなる特産品の発展を期待いたしまして特産品製造業を当業者に委託したいとの報告をいただきましたので、市におきましても第三者委託業者の代表者などと面談を行い、特産品製造や今後の方針などを聞き取った上で、改めて承認をしたというところでございます。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

道下議員。

○11番（道下和茂君）

ただいま答弁で、振興公社が委託をしたと。振興公社が保健所の許可がおりるようなことを改造して、市のほうで指定管理者と協定を結んだ。その後、またそういう社内規格が合わないというようなことになったときに、なぜ協議がなされなかったのかということをお聞きしたわけですが。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの再質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

今のなぜということでございますが、先ほどのそういった協議につきましては、あくまでも市といたしましては当加工施設をもとす振興公社からシダックス社に引き継ぐというような中で、まず当然そういった指定管理者が引き継ぎをされる中で、そういった経緯を協議されてきたということでございますので、市としてはそういった協議の過程につきましてもお聞きはしておりますが、そういった中で先ほど言ったようなシダックス社が保健所の営業許可が取得できるかどうかというようなことも検討され、その中で最低限の改修を行ったということの流れになっておりますので、そういった中で、もう一つはシダックスの保健所に対する営業許可と、それからまたシダックス社の基準という中で、それにつきまして自社で検討されたということでございますので、そこを引き継いだ以降に検討されて、会社の方針という形でそういったことについては自社ではなく、第三者でしたいというようなことでの御報告というふうで決定をされて、そこにつきまして市として承認をしたということでございます。以上でございます。

[11番議員挙手]

○議長（鐔本規之君）

道下議員。

○11番（道下和茂君）

この場でいろいろ言っておりますけれども、今の御答弁でなかなか納得のいけるような説明ではなかったかと思いますが、それはそれで置きまして、それでは9番に進みたいと思います。

従来からある特産品の製造販売状況を伺います。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、お答えさせていただきます。

○議長（鐔本規之君）

暫時休憩といたします。

午後0時00分 休憩

午後0時01分 再開

○議長（鐔本規之君）

再開をいたします。

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、お答えさせていただきます。

従来からありますうすずみ豆腐や山アザミのつくだ煮、梅干しなどの特産品の製造販売状況につきましては、平成30年度が12品目を製造販売し、年間の売上額といたしましては450万円でございます。今年度につきましては10月末までの実績でございますが、11品目を製造販売し、売上額は106万円でございます。以上でございます。

[11番議員挙手]

○議長（鐔本規之君）

道下議員。

○11番（道下和茂君）

再質問でございます。

この特産品の中には、本巢市認定ブランドの加工品もございます。委託前の実績と比較して、売上げが大きく落ち込んでいる。先ほどの第三者に委託された経緯から、極端に落ち込んだ理由が推測できます。さまざまな要因はあろうかと思いますが、しかしこのことで29年度と比較しても単

品価格で安い加工品でございますが、約1,900万円も落ち込んでおると。これはやはり市としての問題解決や検証が私は必要かと思えます。それと、農業の元気や高齢者の元気、地域の元気などを考えたときに、地域密着の有志といいますかグループといいますか、そういう方が生産加工をしたいというような委託の申し出があった場合は、市として生産加工を委託し支援するような考えは持っておみえですか、お聞きします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

ただいまのお答えでございますが、地域の食材を使って特産品を製造する、こういった販売をするという、こういった取り扱う食品によって異なりますが、先ほど申したように保健所からの食品営業の許可、もしくは業務開始報告書の提出がございます。また、食品を製造、販売されるものにつきましては、消費者に対して衛生的で安全な食品を提供する責務があります。また、食品には法律で定められた表示を行わなければならないといったことが定められておりますので、こういったなかなか製造につきましては難しいということでございますが、岐阜県恵那市では市内の高齢者の方々による団体がこういった営業許可を取得され、市内の空き店舗を利用して山岡のおばあちゃんの手づくり店などというものを常設されまして、地元農産品を使用したおふくろの定食や、野菜、農産品加工など、手づくりにこだわり販売されているとお聞きをしております。

また、生産者が個人の加工所を設け、みずから加工した商品を道の駅おばあちゃん市・山岡で販売されるなど、個人で起業されている方もふえてきているということを知っておりますので、根尾地域におきましても現在個人の方々、先ほど議員もおっしゃられたように、みずから加工された食品を道の駅で販売をされておりますので、今後こういった他市町の個人とか企業の方で、また市内でそういった個人とか企業の方、また地元の団体等がそういったことを販売したいということでしたら、先ほど申しました特産品の製造業者など、そういった個人、もしくは地元団体という方々に第三者委託することはまた可能であるというふうに考えておりますので、指定管理者に対しまして市といたしまして新たな起業をしたい、引き続きそういった方を募りまして、指定管理者につなげていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

道下議員。

○11番（道下和茂君）

時間もないので次に進みます。

協定書や仕様書などでモニタリングを行う際に必要な事項は全て大体網羅されていると思います。あとはマネジメントサイクルを用いたモニタリングをどのように活用していくか、このことが大変重要なことではないかと思えます。よって、10番について質問します。

モニタリングの目的や方法などは指定管理者により施設のサービス、履行に関して条例、規則及び協定などに従い、適切かつ確実なサービスの提供が確保されているかを確認する手段でございます。また、安定的、経常的にサービスを提供できるか、測定、評価を監視し、確認内容の公表を行うとともに、必要に応じ改善に向けた指導、助言を行い、管理運営が適当でないとき是指定の取り消しなどを行う一連の仕組みのことでございます。

実施に当たりましては、サービスの水準確保や安全性、継続性を担保する観点から、指定管理者に対する関与を必要最小限のものとするに配慮しつつ、1つ目に業務の履行状況の確認、また2つ目にサービスの質に関する評価、また3つ目にサービス提供の継続性、安定性に関する評価の3項目について行うこととあります。

それらには幾つかの理由が考えられます。第1に指定管理者の選定時に経費削減に重きを置く余りに管理運営の質が低下したのではないかとというような懸念、第2に選定時における提案事項が実際に実施されているのかどうかの懸念などから、監視、観察、記録し評価することは大変重要であると考えます。指定管理者制度におけるモニタリングの主体は指定管理者自身、それと委任者である自治体、そして施設利用者を含む第三者機関による3主体でございます。指定管理者は施設管理の日報の作成を通して課題を見つけ、改善した経緯を定期的に指定者、委託側に報告する。指定者は指定管理者の報告に基づきつつ、事業計画を実施状況との整合性を確認し、差異がある場合は業務改善を示唆し、さらに実施調査や利用者アンケートなどを通して施設サービスの質を分析し、業務改善を指摘することになります。主体の一つは、両者のモニタリングの有効性を評価する指定管理者のモニタリングがどの程度行われているのか、委任者のモニタリングが厳し過ぎないのかなどを中立、公正に判断することになります。

その一連の流れにつきましては、資料1をつけておきました。モニタリングの概要を添付しておきました。こうしたことにより業務改善を促し、公募条件、管理手法の見直しを行い、利用者サービスの向上を図り、施設設置目的の効果を図ることは大変必要なことでございます。

そこで、⑩のモニタリングの実施の考えがあるかどうかお伺いをいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、モニタリングの実施の考えについてお答えさせていただきます。

指定管理者制度におけるモニタリング評価とは、指定管理者における公共サービスの履行に関し、条例、規則、協定、仕様書等に従い、適切かつ確実なサービスの提供が確保されているかを確認し、サービス水準の維持・向上を目指すとともに、その効果をはかる手段であります。すなわち、安定的、継続的にサービス提供することが可能であるかどうかを監視し、確認内容等の公表を行うとともに、必要に応じ改善に向けた指導、助言を行い、管理運営の継続が適当でないなどと認められるときには、指定の取り消しなどを行う一連の仕組みのことでございます。

現在、本市における施設運営等の状況の把握方法につきましては、地方自治法や本巢市観光等施設の管理に関する基本協定及び本巢市観光等施設の管理に関する仕様書に基づき、事業計画書、事業報告書、月次報告書、利用者アンケートの結果などを市に提出いただき、市は提出いただいた報告書などを確認するなど、市職員が定期的に各施設に赴き、事業計画書や仕様書に基づき業務が遂行されているかなど、現地での確認を行っているところでございます。

確認においては改善すべき点が見つかった場合、毎月市担当者と指定管理者の営業所長、また各施設の責任者により本巢市観光等施設の定例会などにおきまして指定管理者に改善などの指導を行っているところでございます。

今後につきましては、市の指定管理者制度のガイドラインに基づきまして、利用者満足度などの客観的な評価、また管理水準の履行状況やサービスの質、経済性、効率性などに関する評価を実施するための方法などにつきまして今後検討するとともに、評価を行った際には市のホームページ等で公表することも、今後もそういったことにつきまして検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

道下議員。

○11番（道下和茂君）

指標なども公表されておりますし、先進地事例も公表されております。ぜひマネジメントサイクルを活用した本巢市観光など施設の実情に合ったモニタリングを行い、施設の当初目的に近い施設運営管理を目指して、どのようなモニタリングができるのか、双方の努力を期待して次の質問に入ります。

⑪でございます。直営であるなら、議会で事業内容や事業費などは予算・決算などで質問、チェックも可能となります。賛否の意思表示も可能でございます。指定管理者制度を導入し、公共的団体から民間団体に移行され、管理運営が委託されております。本巢市観光等施設は、議会の権限は、委託期間終了後の新たに指定管理者を指定するときのみでございます。

現在、当該施設の運営全般に関する意見交換や運営の向上を図るため、連絡調整会議が月1回、また本巢市観光施設向上委員会が年2回開催されています。議会からも1名出席されておりますが、その内容の報告はございませんのでわかりませんが、また先ほどの会議の内容をお聞きいたしましても、全般にわたる運営の良否の判断や運営実態の参考になるものかは見ていないのでわかりません。

委託料や施設修繕には公費が使用されております。今後はこの基本協定書第22条に示されております事業報告書に基づいて、年1回は議会に報告する必要があると考えます。議員は、その報告をもとに、施設全般にわたりチェックや疑問点などの質疑も可能となってまいります。また、次の委託者決定の際の参考にできる唯一の資料になるのではないかと考えます。

そこで、議会への事業報告、収支報告などは可能かお聞きいたします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、議会への事業報告、収支報告等は可能かについてお答えさせていただきます。

現在、本巢市観光等施設の指定管理を行っている指定管理者につきましては、民間企業であることから経営状況を説明する資料を議会へ提出することは義務づけられておりませんが、地方自治法第244条の2第7項の規定により、指定管理者は毎年度終了後、その管理をする公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する地方公共団体に提出しなければならないと定められております。

本市におきましても、本巢市観光等施設の管理に関する基本協定第22条において事業報告書の提出を定めておるところから、事業年度終了後に事業報告書を提出していただいているところでございます。

今後につきましては、指定管理者から提出された事業報告書や収支報告書などを議会に報告させていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。以上でございます。

[11番議員挙手]

○議長（鐔本規之君）

道下議員。

○11番（道下和茂君）

ただいまの回答の議会の報告は仕様書に基づいてされるということでございます。ぜひ第22条の事業報告書により準じて、6月議会中にそれが可能かお伺いをいたします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの再質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

先ほど申しました本市の観光等施設の管理に関する基本協定第22条におきまして、事業報告書の提出期限につきましては、事業年度の終了後50日以内に市に提出し、確認を得なければならないと定められておりますので、先ほどの御質問でございますが、今後につきましては毎年6月議会の全員協議会におきまして御報告をさせていただきたいと考えております。また、平成30年度の実績報告につきましては、12月議会の全協に対する報告期限が過ぎておりますので、本議会で報告することはできませんが、3月議会の全協におきまして報告させていただきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。以上でございます。

[11番議員挙手]

○議長（鐔本規之君）

道下議員。

○11番（道下和茂君）

大変ありがとうございました。本日質問させていただきましたことは、できるだけ実行していただき、指定管理施設が地域住民や利用者に愛され、そして地域活性化に資する施設になるよう御努力を期待して、全ての質問を終わります。長時間にわたりありがとうございました。

○議長（鐔本規之君）

暫時休憩いたします。1時30分に再開をいたしますのでよろしくお願いをいたします。

午後0時18分 休憩

午後1時31分 再開

○議長（鐔本規之君）

再開をいたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

12番 村瀬明義君の発言を許します。

村瀬議員。

○12番（村瀬明義君）

では、通告に従いまして質問をさせていただきます。

1番として、給食センターの調理業務民間委託についてお尋ねをいたします。

学校給食は、子どもたちの健康の保持増進や体力の向上に寄与するだけでなく、子どもたちが食文化やマナーなどを学ぶ食育としての重要な教育活動と言えます。

現在の本巣市給食センターの給食は、そうした内容を担う大変すぐれたものであり、何よりも安全・安心で作り手の思いが伝わる大変誇れる給食だと感じております。実際に、学校や幼稚園の子どもたちや先生方からも、給食がとてもおいしいという声が聞こえてきます。

本巣市では、さまざまところで民間事業者の活用として民間委託が推進していく方針であり、その一つとして、学校給食センターの調理や配送業務等を民間事業者へ委託することになっております。以前の議会でもメリットやデメリットの答弁がありましたが、いよいよ来年度から民間委託が始まるに当たって、安全面での不安あるいは質の低下などの懸念があります。

そこで、教育長に御質問をいたします。

1番目、安全・安心な給食の提供という点から、どのような配慮や方法をとられておりますか。お伺いをいたします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問の答弁を川治教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

民間委託に伴う安全・安心な給食の提供の配慮や方法についてお答えします。

子どもたちの命を預かり、心身の健全な発達に資する学校給食は、第一に安全・安心であること

が求められます。

給食センターでは、現在も文部科学省の学校給食衛生管理基準や、厚生労働省の大量調理施設衛生管理マニュアルにのっとり、本巢市独自の衛生管理マニュアルを策定し、厳しい管理を行っております。

具体的には、調理員やその家族のきめ細かな体調チェック、食品の鮮度や品質、温度を点検する研修、4回繰り返す野菜の洗浄、調理物の中心温度を測定し、1分以上85度であることの確認など、詳細にわたって徹底しております。

今回、民間委託のプロポーザルに参加表明した業者は、過去数十年にわたり食中毒ゼロという実績のある業者ばかりで、委託後も現在の衛生管理を継続していく中で、国際基準（HACCP）の手法を取り入れるなど、峻厳な基準を設けて調理業務に当たることとなります。また、委託業者による衛生管理責任者がセンター調理場内に置かれるため、現在の栄養教諭に加え、より多くの目で衛生管理を行うことができるようになります。

さらに、業者の企業内管理マネージャーが定期的に巡回し、点検や指導が行われるとともに、調理員に対して衛生管理研修やそのリーダー養成も行い、調理員全員が衛生管理の知識や意識、実践力をより一層高めることもできるようになります。

何よりも大切な子どもたちの命や健康を守るために、今までの学校給食センターの管理に加え、民間企業の強みを生かしながら、今以上に衛生管理に配慮して学校給食センターの運営を行っていきたいと考えております。

[12番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

村瀬議員。

○12番（村瀬明義君）

今お聞きしますと、非常に安全・安心なことを思いがてら、業務委託されるということで、本当に安心いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは2番目に移ります。

つくり手の思いという点から、栄養バランスや生産者の顔が見える地産地消をベースにした食材の選定、ふるさとの味にこだわった献立の作成についてはどういうふうにお考えになっているかお伺いをいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

民間委託後の食材の選定や献立の作成についてお答えします。

本巢市の学校給食は、市独自で採用した学校給食アドバイザーの指導・助言のもと、栄養教諭が中心となり、食材の選定、献立の作成を行い、魅力あるおいしい給食を提供しています。

給食センター内で毎日つくられる給食は、地元産や旬の食材をふんだんに使用し、「センターであつても手づくりで」の合い言葉のもと、ふるさとの味や食文化を大切に、つくり手から心のこもったメッセージを生きた教材として送り続けています。

今まで築き上げてきたこの財産を生かし、民間委託後も市が責任を持って献立を作成し、食材の選定や購入、調理工程の指示、調理物の検査等は今までどおり行ってまいります。その上で、民間に委託する業務である食材の受け入れや点検、調理、運搬、食器の洗浄などの業務との連携を図ってまいります。

今後も、生産者の顔が見える地産地消の食材を多く取り入れ、行事食や郷土食、日本全国や世界の味等、食文化が楽しめる豊かで変化に富んだ献立の工夫に取り組んでいき、これまで学校給食センターが大切にしていまいりました「学校給食に妥協はない」のコンセプトはそのままに、質や味を堅持し、さらに高めていける給食を目指してまいります。

[12番議員挙手]

○議長（鐔本規之君）

村瀬議員。

○12番（村瀬明義君）

給食に対してもいろいろ地元の地産地消を使ってやってみえると思うんですけど、そういうお答えでしたんですけど、要は地産地消、やっぱり顔の見える食材をとということです、やっぱり生産者の顔というんですか、それを給食のときにそういうお話とか、またこの人がつくっているんだよというような過程というか、そういうことを子どもたちにも教えてみえるかどうかお伺いをいたします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの再質問についての答弁を川治教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

地産地消の推進については、他市町に比べかなり進んでいるというふうに捉えております。その中で、やはり子どもたちに地元産の食材という紹介はされるんですけども、この方がつくった、お名前はこれの方で、こういうふうな苦勞をしてつくったというお話は絶対に子どもたちの心の中には非常に大事なところになると思います。

そういった意味から、各小・中学校では地元の生産者を招いて、食材、特に野菜とかをつくるときの苦勞や工夫や、そういったお話をできるだけ聞かせるようにはしています。ただし、回数にまだ限度があつて、この回数をふやしていく工夫はこれから必要だなというふうなことを思っています。以上です。

[12番議員挙手]

○議長（鐔本規之君）

村瀬議員。

○12番（村瀬明義君）

もう一点、再質問させていただきますけど、やっぱり食材や子どもたちも食べているという、こういう食材をやっているということで、やっぱり父兄にもある程度はこういうもので食べさせておるよという、栄養バランスのいいとか、そういう父兄とか一般の方にもある程度は了解を入れるというか、食べていただくというような機会は設けておられるかについてもお尋ねをいたします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの再質問についての答弁を川治教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

まず、保護者に対してですけれども、全ての小・中学校で給食試食会というのを開催しております。給食試食会というのは2つのパターンがありまして、学校のほうに保護者が来ていただいて試食会を行うパターンと、給食センターのほうに実際に出向いて、そして調理員さんたちが給食をつくっている様子を見て試食会をするパターンと2つのパターンがあるんですが、どちらかのパターンで今小・中学校においてはやっています。その際、栄養教諭が給食に込めた思いとか、給食をつくっていく工程、さらには苦勞、そういったものを話しながら試食会で保護者に給食を紹介しているという状況でございます。

一般の方という部分については、まずは教育関係者にはぜひ給食センターで給食そのものを見てもらいたいと、そして給食センターの努力を知ってもらいたいという思いで、校長会とか教頭会とか、それから教育委員さんとか、文教福祉の皆さんとか、市の部長さん方とか、多くの人にまず給食の苦勞を知ってもらうという取り組みは進めてまいります。

今、各学校で考えておりますのは、コミュニティスクールになったということがありますので、コミュニティスクールで、どんどん学校へ地域の方に入ってもらい、子どもたちの地域の先生になってもらいたいという思いを強めております。

そういったことで、今まだ計画段階ですけど、例えば月に一度、コミュニティスクールのよさを生かして、地域の人に学校に来ていただいて一緒に給食を食べてもらい、そして地域の方からその食材とか給食のメニューについて子どもたちと会話をしてもらったり、そんな構想を今、立てておりますので、進めていきたいと思っております。

[12番議員挙手]

○議長（鐔本規之君）

村瀬議員。

○12番（村瀬明義君）

大変前向きな考えでやっていただいておりますということで、アピールのにも安心・安全のために、父兄にもわかるような方法で御指導のほうをお願いしたいと思います。

続きまして、3番目に移ります。

軌道に乗りつつあるアレルギー対策については、民間委託になっても今までどおり可能かどうか

お尋ねします。

今は、1アレルギーなんですけれども、その後2とか3とかいう格好で進められていかれるかどうか、それに対してのお伺いをいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

民間委託後のアレルギー対応についてお答えします。

学校給食のアレルギー対応食につきましては、アレルギーを有する子どもが皆と同じように安全かつ楽しみながら給食を食べられるようにという願いのもと、本市では平成30年1月から鶏卵除去食を実施しています。現在、小学生20人、中学生3人の23人の児童・生徒に対してこの対応を行っています。委託後も、今までの市の方針と同じく、業者がアレルギー対応専門の職員を配置し、鶏卵除去食を継続していく体制を整えております。

さらにアレルギー対応業務が軌道に乗った段階で、施設設備の状況、人的環境、献立の内容や調理工程、対応人数を考慮しながら、ゴマ等の種実類や果物などのアレルギー対応除去食の拡大を検討してまいります。

アレルギー対応給食は、一つ間違えると命にかかわることから、その提供については給食センター、学校関係職員、保護者などが共通理解のもと、細心の注意を払わなければなりません。調理、運搬など提供する側はもちろん、受け手の学校などでは確実な受け取り、喫食、チェック機能などの体制を堅持し、給食センター、委託業者、学校等の連携を強化してまいります。

学校給食は、子どもたちにとって学校生活の楽しさを味わう場でもあります。アレルギーの有無がその妨げになることなく、どの子ども食の楽しさが感じ取れる場となるよう努めてまいります。

〔12番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

村瀬議員。

○12番（村瀬明義君）

アレルギー対策の対応をお願いしてということですけど、子どもたちが楽しく、全員が給食を食べられるというような方法で、今後とも検討をしていただいて、お願いしたいと思っております。

では、1番目の給食センターの業務委託については、以上で終わらせていただきます。

続きまして、2番目の学校ホームページの活用についてお尋ねをいたします。

インターネットで市内の各学校のホームページをいつも見っていますが、このところきちんと更新されており、最新の情報が提供されるようになってきております。

先日からは、市のホームページの教育・文化・スポーツのコーナーから入ると、毎日その日の学校給食の写真が載っているページがあり、家庭で話題になったり、夕食の参考にしたりするという保護者にも好評で、素晴らしい取り組みだと感じております。

現代社会は、SNSを含めネット社会でございます。ふだんなかなか学校に足を運ぶ機会の少ない親御さんなどにとっても、ホームページは学校の様子を知ることのできるよい手段だと思います。今後、もっと多くの方がより興味を持って学校のホームページを見ていただけるよう、各学校で工夫を生かしながら、ホームページを活用していただきたいと思います。

そこでお尋ねをいたします。

学校ホームページの効果的な活用方法について、どのようにお考えになっておるか伺いをいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

学校ホームページの効果的な活用方法についてお答えします。

市内小・中学校のホームページには、校長の経営方針、学校紹介、学校評価、いじめ防止の基本方針などが掲載されています。運動会や宿泊学習、総合的な学習の時間などの学校の活動の様子も学校だよりとして紹介され、学校の動きがわかるホームページとなっております。

しかしながら、ホームページの更新は月数回程度となっており、まだまだ改善の余地があると考えております。そこで、より効果的なホームページとするために、次の2点を見直していきたいと考えております。

1つ目は、ホームページの目的と対象を明確にした活用方法の工夫です。

ホームページには、広報、連絡、提供、人と人とのつながり、情報の蓄積、理解者や支援者の拡大などの目的があります。また、その対象は保護者のみならず、子ども、学校関係者、地域の方々、卒業生など、さまざまな人がいます。これらの目的と対象をリンクさせることで、さらにホームページの内容はぐっと広がります。

例えば、子どもを対象として学習効果を上げることを目的とすれば、家庭学習で使う教材を提供したり、仲間がつくった力がつくノートづくり事例を掲載したりすることで、子ども自身に自学の心が生まれることが期待できます。保護者にとっても、家庭で子どもと一緒にノートをつくったり、家庭学習の指導に生かしたりすることができます。さらに、卒業生や地域の方々を対象に学校の支援依頼を目的とすれば、具体的な学校ボランティアの募集や学校支援の依頼の窓口になり、理解者や支援者の拡大につながります。また、市で提供している学校給食の献立や作り方を学校のホームページで紹介し、家での献立の工夫や食育につなげることもできます。

2つ目は、ホームページのシステムのバージョンアップを図ることです。

これによって、今までより簡単に学校がホームページの更新ができるようになり、学校がよりタイムリーな情報発信ができます。また、このバージョンアップは、保護者への配信メールの内容をそのままホームページに掲載することを可能にし、不審者情報などを地域の方々もホームページで確認することができるようになります。

学校ホームページは、一度に多数の人々へ情報発信ができ、さまざまな工夫ができる効果的な手段ですが、顔を合わせて話をする双方向のコミュニケーションも大切にしながら、ホームページのあり方を考え、さらなる改善を図ってまいります。

[12番議員挙手]

○議長（鐔本規之君）

村瀬議員。

○12番（村瀬明義君）

いろいろお聞かせいただきまして、本当に進歩的なホームページを計画されているということで、非常に安心いたしました。

やっぱりホームページを見るにしても、我々でもそうですけど、やっぱり魅力があるとどうしても何回でも見たくなるものですね。同じことがいつまでも載っていると、そう見たくないなという気持ちになるのが普通だと思いますので、できれば次々と更新をして新しい魅力的なホームページにしていきたいことをまずお願いして終わります。

続きまして、3番目の農地中間管理機構について質問させていただきます。

2013年6月14日に閣議決定された日本再興戦略において、国は農林水産業の成長産業化を掲げています。そのため、農林水産業の生産現場を強化し、2023年までに全農地の面積の8割が法人経営、大規模家族経営、企業、新規就農者などの担い手によって利用され、担い手の米の生産コストを現状から4割削減し、法人経営体数を2010年比の4倍の5万法人まで増加させるという成果目標としています。

その具体的な施策として、農地の中間的受け皿として、都道府県の段階では整備された農地中間管理機構が地域内農地の相当分を借り受け、大区画化等の基盤整備を行った上で担い手への農地の集積、集約化に配慮して貸し付けることにより、農地利用の再配分を行うスキームを確立し、積極的に活動できるようにされています。まさに、農地中間管理機構の積極的な活動が本巢市の農業に多大な成長をもたらすと認識をしております。

それで、1番目の農地中間管理機構を活用した農地集積率について質問させていただきます。

本巢市は積極的に農地中間管理機構を活用していると認識していますが、農地中間管理機構を活用した本巢市の貸借面積は市内の耕地面積に対して何%程度集積をされているかお伺いをいたします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、農地中間管理機構を活用した農地集積率等についてお答えをさせていただきます。

本市におきましては、平成26年度に農地中間管理機構を活用した農地の貸借を開始しており、農地の集積面積を増加させてきました。岐阜県農業経営課の調査によりますと、平成29年度末の本巢

市の農地中間管理機構を活用した農地の集積面積は499.9ヘクタールで、本市の耕地面積1,910ヘクタールに対して26.2%の農地集積率であります。これは、海津市に次ぐ県下第2位の農地集積率であります。

なお、令和元年11月末現在の最新の農地集積面積は592.3ヘクタールで、農地集積率は31.0%であります。以上でございます。

[12番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

村瀬議員。

○12番（村瀬明義君）

再質問させていただきます。

農地中間管理機構を活用した農地の貸借のほかに、農地の所有者と耕作者とが直接契約する相対契約があると思いますが、その相対契約の面積はどれだけあるのでしょうか。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの再質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、農地の中間管理機構を活用した、先ほど御説明いたしました、貸借のほかに相対契約の面積ということでございます。

この農地中間管理機構を活用した農地の集積のほかに、この農地中間管理機構を介せず、先ほど議員の御指摘にありましたように、農地の所有者と耕作者が相対で貸借契約を結んでいる農地面積は令和元年11月現在で、本市内におきましては148.3ヘクタールあるということでございます。以上でございます。

[12番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

村瀬議員。

○12番（村瀬明義君）

わかりました。

それでは2番目の、今後の農地集積、集約化の進め方について、質問をさせていただきます。

本巣市の農地中間管理機構を活用した農地集積率は県下第2位ということで、進んでいることがわかりました。

今後、さらに本巣市の農地の集積、集約化を進めるためには、どのような取り組みをされていくか考えをお聞かせください。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、今後の農地の集積、集約化の進め方についてをお答えさせていただきます。

現在の農地集積につきましては、先ほど申しました農地中間管理機構を活用した農地の集積面積は、特に南部地域を中心に順調に増加しておりますが、北部地域は圃場が狭小なことや基盤整備が十分でない農地もあるため、南部地域に比べて農地集積率が低い傾向にあります。そのため、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用いたしまして、担い手が積極的に耕作しやすい環境を整えるとともに、担い手の新規掘り起こしを進めてまいります。

また、農地の集約化につきましては、農地中間管理機構に貸し付けされた農地を担い手等によりますマッチングによる話し合いを通じまして、個々の担い手の圃場がまとまりのある状態で耕作しやすい立地条件等になるように、十分配慮しながら再配分するように努めてまいります。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

○議長（鐺本規之君）

村瀬議員。

○12番（村瀬明義君）

再質問させていただきます。

農地中間管理機構を活用することに農地の集積、集約化が進むことはよいことだと思っておりますが、先ほど回答をいただいた相対契約では面積が148平米あるんですけど、それを相対で契約しているもので、集積のためにそれが支障を来しているんじゃないかなと思っております。そのほかにもまた、集積するには農地の畦畔がせっかくマッチングで近くへ持ってきていただいても、その畦畔が外れないと、そういう面もあるもので、そういうことに対しての、今後どういうふうに貸し主とかに御指導をされていくのか伺いしたいと思います。

○議長（鐺本規之君）

ただいまの再質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、再質問にお答えさせていただきます。

先ほどからありますように、相対によるこういった貸借契約につきましては、マッチングによる話し合いを通じて農地の再配分ができないということでございます。そのため、先ほどから議員御指摘のように、農地の集約化に今支障を来しておると、そういったことではなく、それ以外にも機構の集積協力金交付事業といったものがございます。また、農地中間管理機構の、先ほど申しました関連農地整備事業などで、各種国が進めます支援策を受けられません。そういったことがございますので、今現在残っている相対契約につきましては、こういった貸借期間が更新を迎えるときに、農地中間管理機構を活用した貸借に可能な限り切りかえをするように周知を図っていきたいという所存でございます。

また、農地の畦畔におきましては、農地の所有者が農地中間管理機構へ貸し付け申請していただく段階で、隣接農地が同一の耕作者となる場合、間の畑のあぜを撤去してもよいかを市のほうが所有者のほうに確認を行いまして、担い手が農地を効率よく利用できるよう、必要な情報を収集いたしまして、担い手農家の方へ農地の集約化を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

[12番議員挙手]

○議長（鐺本規之君）

村瀬議員。

○12番（村瀬明義君）

きょうび、大区画、集約化をしてやっぱり国が進めているスマート農業ということになると、大面積がどうしても必要というか、出てくるんですね。そうすれば、やっぱり今までのような小さい畦畔があったりなんかしたらなかなか耕作的にまたスマート農業の無人化と言われる、そういうものを取り入れるのがなかなか難しい段階に来ると思うんですね。できれば、畦畔もとり、また集約できるような方向づけを進めていただきたいと思います。

そんなことで次の質問に移らせていただきます。

4番目のジャンボタニシの対策について、お伺いをいたします。

ジャンボタニシの駆除対策におきましては、平成22年度から市がシルバー人材センターに委託して駆除・分布調査を行ってみえますが、当初は県道岐阜関ヶ原線以南の真正地域を中心に発生していたものが、現在は糸貫地域の石原、三橋、早野、見延、長屋、本巣地域の山口まで年々北上し、拡大傾向にあるとお伺いをしております。

今後、これ以上のジャンボタニシの生存範囲の拡大を防ぐために、市としての今後の取り組みについてお伺いをいたします。

○議長（鐺本規之君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それではお答えさせていただきます。

ジャンボタニシの生息範囲拡大防止のための今後の取り組みについてお答えをいたします。

本市のジャンボタニシに関する取り組みにおきましては、平成22年度以降、ジャンボタニシの駆除・分布調査をシルバー人材センターに委託し、農業用排水路に生息する成員を捕獲するとともに、産卵された卵については水中へかき落としをしておりますが、分布範囲については残念ながら拡大している状況でございます。

ジャンボタニシは非常に繁殖力が強く、根絶は困難でありますので、生息数の少ない箇所水路での成員や卵の捕獲や、圃場内に生息している個体の冬季中の田起こし等を実施し、冬眠中の成員を砕くなどを行って、農業者みずから積極的に駆除を行っていただけるよう、広報、またホーム

ページや農地改良組合長会などを通じて呼びかけていきたいと考えております。

また、本巢市水田農業担い手協議会、ぎふ農業協同組合と共同で、今年度生息が確認された箇所を重点として、駆除活動を8月末に実施いたしました。

このように、農業者みずからが積極的にこういったような駆除活動を、市としても今後支援していくとともに、今後も農業者やぎふ農業協同組合と今後連携を図りながら、生息範囲の拡大防止を図るとともに生息数を減らすための駆除対策に努めていきたいと考えております。以上でございます。

[12番議員挙手]

○議長（鐔本規之君）

村瀬議員。

○12番（村瀬明義君）

非常に今回もいろいろ計画を立てて、シルバー人材とかで駆除をしていただいておりますけど、やっぱりそれだけでは絶対範囲を狭めるということではできないと思いますので、やっぱり住民の方、農業者も一丸になって進めるような方策を考えていただきたいと思います。

先がたありました中間管理機構の件もありますが、中間管理機構でもやっぱり中間管理機構に委託をされるように、それに対しての施策というものがあっても、そういうものを大いに皆さんにわかるように説明をして、相対やなしに、相対も制度があるで受けざるを得ないと思うんですけども、どうしてもという部分もあると思うんですけど、そこのところをよく農地を持ってみえる方にも御説明をし、それで進めていただきたいと思います。

先ほどのジャンボタニシも、そのとおりに、市だけではだめだと思いますので、やっぱり生産者と協力しがてら、お互いに協働で進めていくというような方策を練っていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（鐔本規之君）

続きまして、3番 高田浩視君の発言を許します。

高田議員。

○3番（高田浩視君）

半年ぶりの登壇になります。ちょっとわくわくしています。

1期目4年の任期の半分が終わり、なかなか市民の生活に資する働き方ができていないと感じていますが、ここに立たせていただくことで、日々、学び、考え、次回こそはという思いでここに立たせていただいております。

ことしの夏は「ONE TEAM」ということで日本中が大変熱くなりましたが、本巢市も市民、行政、議会が「ONE TEAM」となって熱くなれるよという思いで、今回3点ほど質問させていただきます。

1点目からです。

大野神戸インターチェンジ利用によって、市内の交通量増加が予想されます。その交通安全対策

についてお尋ねします。

東海環状自動車道大野神戸インターチェンジ～大垣西インターチェンジ間の開通が12月14日に予定されています。ネクスコ中日本のホームページを見ますと、本巣市では製造業従業員数や有効求人倍率が増加傾向にあり、この間の開通により、さらなる企業立地による地域活性化に期待。沿線地域住民を対象にしたアンケート調査では、回答者の約9割がこの間の自動車道の開通に期待しており、その理由は利便性向上が約8割と最も高く、次いで観光活性化、企業立地、物流活性化とあります。

大野神戸インターチェンジの開通により、このインターチェンジを利用した本巣市内への来訪者の増加が予想されます。これを機会に、初めて本巣市内に訪れる人も多いはずで、これらの人たちは真正の居住地域を通過し、本巣市内の目的地に向かうと考えます。現状のままでは交通量の増加が市民の安全を脅かす可能性があると考えます。

1点目です。

東海環状自動車道大野神戸インターチェンジ～大垣西インターチェンジ間の開通に向けて、本巣市はどんな施策に取り組んでいるかお尋ねします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、東海環状自動車道大野神戸インター～大垣西インター間の開通に向けまして、市がどのような施策に取り組んでいるかについて、お答えをさせていただきます。

先ほど、議員からも御紹介いただきましたが、10月24日に国土交通省、中部地方整備局、岐阜国道事務所より、大野神戸インター～大垣西インターが12月14日に開通する旨の記者発表がなされました。

大野神戸インターは根尾川のすぐ西側に位置しており、本巣市から非常に近く、大野神戸インターを目指して本市を通過する車両がふえることが予想されます。本市といたしましては、大野神戸インターの一次アクセス道路である主要地方道岐阜関ヶ原線の日も早い整備を主要地方道岐阜関ヶ原線道路建設促進期成同盟会等により、県に対しまして強く要望しており、現在施工中であります県の工事に対しましても、最大限の協力をしているところでございます。

また、市道の安全対策につきましては、前回の議会でも答弁させていただきましたが、市内の小・中学校周辺道路の通学路に対する安全対策といたしまして、緊急調査を行った防護柵の未設置箇所の16カ所のうち、設置可能と判断された7カ所につきまして、今年度の予算で防護柵の設置工事を行う予定をしており、既に一部完了している箇所もございしますが、残る設置予定箇所も早急に設置を完了する予定でございます。

今後も市内の交通量の状況を注視しながら、交通安全対策に積極的に取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（鐔本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

2点目です。

本巢市にインターチェンジを利用して訪れる車についてお尋ねします。

本巢市内で人が多く集まる場所は、商業施設では休日には駐車場がいっぱいになり、他県ナンバーも見受けられるモレラ、観光名所ではシーズンになると遠方からたくさんの車で渋滞が発生している淡墨桜、そして、ストック効果として期待されている屋井の工業団地です。現状でも大型トラックの交通量はかなりあります。

このような車のインターチェンジの利用は当然考えられます。大野神戸インターチェンジ利用者の屋井工業団地、モレラ、淡墨桜へのアクセスに対する施策についてお尋ねします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、大野神戸インターの利用者の屋井工業団地、モレラ岐阜、淡墨桜等の市内への人が集まる場所へのアクセスに対する取り組みについて、お答えをさせていただきます。

大野神戸インターから屋井工業団地へのアクセスにつきましては、根尾川左岸堤防道路、国道303号、都市計画道路長良糸貫線などが主要なアクセス道路になると思われま

す。本市としましては、アクセス道路の基本的な交通安全対策としては、歩車道分離が第一であると考えております。都市計画道路長良糸貫線につきましては両側歩道で計画されており、安全な道路であると思われま

すので、今後も長良糸貫線の日も早い整備を県と協力しながら推進してまいりたいと考えております。大野神戸インターからモレラ岐阜や淡墨桜へのアクセスにつきましては、主要地方道岐阜関ヶ原線、主要地方道北方多度線、国道157号線、市道西部連絡道路線などが主要なアクセス道路になると思われま

[3番議員挙手]

○議長（鐔本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

初めて訪れる場所やちょっと道に迷ったとき、今頼るのはスマホです。グーグルマップです。私

も先日、高速道路を利用し、紅葉を見に行きました。初めて訪れる場所です。おりのインターチェンジだけ確認し、そこからはスマホのナビです。案内してくれた道路は幹線道路ではありません。しかし、確実に到着します。

大野神戸インターチェンジ付近で、現在、さきのような施設をスマホで検索しますと、大野町を経由し、真大橋を渡り県道に入り、高専道路真正1044、2062号線からのルート、糸貫や根尾地区に関してはわかりづらいとは思いますが、根尾川の右岸を利用するルート、関ヶ原線の本巢市内に入ってから検索では、1006号線を利用して根尾川左岸堤防へ入るルートが案内されます。行政とグーグルは、考え方が違うようです。

間違いなく、グーグルを利用して目的地に向かいます。これらの道路を横断し、子どもたちが通学しています。放課後には、この地域の多くの子どもが集まる公園もあります。その多くの子どもは、どこかでこの道路を横断しています。今は夜間の交通量は少ないですが、開通しても現状のままでしょうか。夜間、散歩やランニングの大人も数多く見受けられます。

3番目に入ります。

長期的な視野に立てば、いずれ本巢市内にインターチェンジが開通します。そのインターチェンジが開通すれば、交通の流れもまた変わるでしょう。大野神戸インターチェンジを利用し、本巢市内へ訪れる車は減るでしょう。それを見越して対応していく必要があります。

しかし、それまで訪れるのを待ってくれとは言えません。本巢市の活性化には、まさに今、大きなチャンスです。逃してはいけません。それまでの間、まさに今、市民の安全が心配です。大野神戸インターチェンジ利用者の本巢市への入り口は真正地域になり、この地域の車両の交通量が増加すると考えます。この地域の歩行者に対する安全対策を強化する必要がありますか。お尋ねします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

現在市が行っております交通安全対策を少しお話しさせていただきたいと思っておりますが、現在、本市が行っております交通安全対策といたしましては、自動車運転の交通安全意識の高揚やマナーの向上のため、毎年、市内4カ所で交通法令講習の開催や、警察あるいは安協、安管部会等、また職員によりまして交通立哨等を実施させていただいているところでございます。また、高齢者を対象といたしました交通安全大会を開催しているほか、日常的に小・中学校の登下校の見守り活動をPTAや地域の方の御協力を得ながら行っているところでもございます。

また、毎年通学路を初めとする危険箇所につきましては、自治会や学校からの要望等に基づきまして、市の関係課による検討を行い、自治会長、学校関係者、道路管理者及び警察による合同点検の際に改善策を協議するとともに、横断歩道の設置要望や道路改良などによる危険箇所の対応等を順次行っているところでございます。

このような交通安全対策を実施しておるところでございますが、大野神戸インターの開通によりまして、周辺地域への交通量の増加というのが見込まれているところでございますが、この交通量を注視しながら、新たな危険箇所の洗い出しを関係者、北方警察署、交通安全協会あるいは学校関係者等の協力を得ながら早期に実施いたしまして、交通事故防止や歩行者の安全対策に今後取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

臨場を注視していただき、迅速な対応をお願いします。

2項目めに行きます。

成人のひきこもりについてです。

6月に厚生労働大臣名で、ひきこもり状態のある方やその家族の支援に向けてという文書が出されています。

抜粋します。

ひきこもりの状態にある方を含む生きづらさを抱えている方々を、しっかり受けとめる社会をつくっていかねばならないと、決意を新たにしました。より相談しやすい体制を整備するとともに、安心して過ごせる場所やみずからの役割を感じられる機会をつくるために、ひきこもり状態にある方やその家族の声も聞きながら、施策を進めていきます。そして、より質の高い支援ができる人材もふやしていきます。国民の皆様におかれましては、あらゆる方が孤立することなく、役割を持ちながらともに暮らすことができる、真に力強い地域共生社会の実現に向けて、御理解と御協力をお願いしますとあります。

内閣府が2018年12月に全国で実施した調査によると、自宅に半年以上閉じこもってひきこもり状態の40歳から60歳以上の人は61万人いると推定されています。ひきこもりの子が50代で親が80代で困窮する8050問題では、社会参加や生活困窮が課題となるなど、家庭内で複数の問題を抱える事例が多いようです。

厚生労働省の有識者会議は、11月18日、ひきこもりや貧困といった住民が抱える多様な問題の相談に一括して対応する支援体制の整備に向けた最終報告案を示しました。相談を断らずに受けとめ、関係機関と緊密に連携し、就労や住居など個別ケースに応じて柔軟に支援することが柱となっています。

より包括的な支援体制を各自治体の状況に合わせて整備することを後押しする観点から、属性や課題に基づいた既存の制度の縦割りを再整備する新たな制度枠組みの創設を検討すべきと強調しています。どんな相談も断らず受け付ける窓口を市町村に整備し、関係機関が連携して解決を図るよう求めています。本巢市においても、速やかに取り組む必要があると考えます。

1点目です。

本巢市においては現状を把握していますか。相談の現状についてお尋ねします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を久富健康福祉部長に求めます。

久富健康福祉部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

それでは、本巢市のひきこもりの現状把握及び相談の現状についてお答えをいたします。

厚生労働省の資料によりますと、ひきこもり者の長期化、高年齢化は、親の高齢化に伴って深刻な困窮に陥る可能性が従来から指摘されておりました。

親が80代、子が50代を迎えたまま孤立し、生きることに行き詰まってしまい、元農林水産事務次官が長男を殺傷するなど、これまで見えづらかった8050問題に関心が向けられるようになりました。

これらの背景には、家族や本人の病気、親の介護、離職、経済的困窮、人間関係の孤立など、複合的課題を抱え、地域社会とのつながりが絶たれた社会的孤立の姿があります。親子共倒れの問題が発生するまでSOSの声を上げられない家族の孤立が地域に潜在化しています。

本市のひきこもりの現状につきましては、実態調査を行っておりませんので、どの程度潜在しているかは不明でございます。しかし、高齢者の窓口では、介護等の相談をきっかけに子のひきこもりを発見したり、生活困窮者の相談窓口では、高齢者の親から50代の子どものひきこもりによる生活困窮の相談を受けるなど、本市におきましても8050問題が表面化しております。

〔3番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

現状の調査は行っていないが、困ってみえる方が本巢市内でも存在しているということのようですね。

2点目です。

周知のように、日本の人口は減少局面を迎えています。2065年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は現状の28%台から38%台の水準になると推計されています。14歳以下の人口比率は余り変わりません。国を支える15歳から64歳の人口比率がどんどん減少していきます。

ひきこもりに関する実態調査を行った47都道府県と20政令都市に対して朝日新聞が行ったアンケート結果があります。そのうち17自治体は、仕事や学校に行かず、家族以外とほぼ交流しない状態が6カ月以上続く人の数を、民生委員などが地域で把握している数をまとめる形で調査しています。そのうち、14自治体で40代が最多であったという結果があります。

このまま8050問題を放置することによる今後考えられる課題についてお尋ねします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を久富健康福祉部長に求めます。

久富健康福祉部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

8050問題を放置した場合の今後の課題についてお答えをいたします。

8050問題を放置した場合、生活困窮による親子共倒れ、親の死後にひきこもりする者の生活困窮による孤独死、生活保護受給者の増加及び親の死体遺棄による年金の不正受給等が増加すると予測されます。

〔3番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

社会全体で考えれば、福祉的側面ばかりでなく、社会を支えるはずのこの人たちが支える側から支えられる側に回ること、国や地域の活力を奪うこととなります。自治体の財源に与える影響も多くなると考えます。

3点目です。

若いうちは家族との緊張感や対立が強まって相談に向かいやすいが、40代になると落ちつき、本人、家族ともにひきこもることを受け入れがちになるという指摘があります。支援に取り組む考えについてお尋ねします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を久富健康福祉部長に求めます。

久富健康福祉部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

今後、国におきましては、ひきこもり状態にある方の多様な社会参加、就労に向けた支援をさらに充実させるため、生活困窮者自立支援制度の就労準備支援事業を受ける訪問支援、アウトリーチ等による早期からの個別支援の重点的実施や、地域若者サポートステーションとのワンストップ型支援の新たなモデル事業の実施、都道府県・指定都市に設置されておりますひきこもり地域支援センターのバックアップ機能の充実など、相互の連携強化、また市町村によるひきこもりの早期発見や支援につなげるための居場所や相談窓口の拠点づくりの推進などの取り組みを行うこととしております。

さらに、ひきこもり状態にある方や生活困窮の状態にある方、複合的な課題を有する世帯も含め、さまざまな生きづらさを抱えていても一人一人が尊重され、その本人に合った形での社会参加が可能となる社会を実現していくことが重要でありますため、市町村における地域住民相互の支え合いの体制づくりや関係機関の連携による包括的な支援体制の整備を推進し、8050世帯を含めて対応していくこととしております。

今後の本市の取り組みにつきましては、国における具体的支援策等を注視しながら、体制整備に取り組んでまいります。

[3 番議員挙手]

○議長（鐔本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

身近な市町村レベルで相談窓口を設けるべきと考えます。

さきの報告案は、幅広く相談を受けとめる、断らない相談支援を推進する必要があると強調しています。厚生労働省は、これらの支援を一体的に行う市区町村に財源支援を実施する方針のようです。早ければ、2021年度から市区町村の任意事業を始め、全国的な展開を目指すようです。本巢市においても国の施策に注目していただき、適切な対応をよろしくお願い申し上げます。

3項目めの質問です。

公営企業としての水道事業の現状と今後について、お尋ねしたいと思います。

本巢市水道ビジョンが策定されました。おおむね10年間の本巢市水道事業の中長期的な事業運営の指針を定めた根幹となる計画として位置づけされています。水道事業の目指すべき方向性が示されています。

また、平成30年度決算審査意見書では、供給単価に対する給水原価も差損の課題が指摘されています。市の将来の財政負担を考慮すると、水道事業は大きな柱の一つと考えます。

水道ビジョンを確実に推し進めるには、水道事業の現状を正確に理解する必要があります。現状の課題に対する明確な説明が必要と考えます。

1点目です。

厚生労働省は2018年9月、公共施設や病院などにつながる全国の主要な浄水場3,521カ所を調査しました。その結果、22%に当たる758カ所が浸水想定域にあり、そのうち76%の578カ所は入り口のかさ上げや防水扉などの対策がされていませんでした。土砂災害警戒地域にも542カ所あり、うち496カ所が未対応だということです。

東日本大震災から復興に向けて歩み続けている福島県いわき市も、ことしの水害で甚大な被害を受けています。10月24日の新聞からです。13日、市内を流れる河川が氾濫して、浄水場の1階に水が流れ込み、電気を各設備に流す心臓部が約80センチ浸水。その後、段階的な通水が始まり、27日ごろには断水は解消される見込みだが、浸水家屋の掃除や洗濯ができず、深刻な影響を与えている。

2000年に、市内で最大の浄水場はハザードマップで浸水区域に入ると判断された。しかし、防水扉設置など対策はとられなかった。水道局長は、現実的にこのような被害が起こるとは想定しなかった。財源も限られる中、具体的な対策を検討できていなかったと話しています。

豪雨で水道施設が被災し断水する例は、近年全国で相次いでいます。昨年7月の西日本豪雨では、約26万3,000戸で最長38日間の断水が続きました。水道設備の防水対策のおくれが浮き彫りになっています。ことしの夏の台風による水害により、多くの自治体で浄水場の設備が被害を受け、断水が発生しました。断水対策はできていますか。お尋ねします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を翠上下水道部長に求めます。

翠上下水道部長。

○上下水道部長（翠 直樹君）

それでは、お答えをさせていただきます。

本市の浄水場の防災対策は、東日本大震災などの巨大地震を想定し、施設の耐震化を行う地震対策が中心となっております。

昨年9月の台風21号での倒木による広域停電では、一部地域の断水を除き、地震対策により設置されました自家発電装置の稼働によりまして、継続して給水できたことが非常に効果があったものと考えております。

しかしながら、合併前の神海浄水場におきましては、大雨による根尾川の洪水で長期間断水いたしましたため、浸水により故障いたしました膜ろ過設備や配電盤などの設置場所を変更するなど、対策を講じたと聞いております。

全国では毎年台風などで広域的な大雨により大水害が発生しており、本市の洪水ハザードマップを見ましても、既存の施設の多くが浸水などに見舞われることが予想されております。しかし、全ての施設に対策を施すのは極めて困難でございますので、地震対策の整備計画の中で、広範囲の断水を防ぐため、本巢から真正までの管路網整備を計画しており、管路を相互接続することで、例えば標高が高い本巢から真正へ配水することで対応したいと考えております。

なお、万が一被災し断水した場合には、浄水場や配水池などの緊急給水拠点を中心とした応急給水で対応することとしており、大規模災害発生時には、県及び日本水道協会岐阜県支部を通じ、県内外の自治体などに給水などの応援を要請し、対応することとしております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

ちょっともう少し聞きたいです。

満足はできませんが、現状は理解しました。

市民生活を守るため、市民に安心してもらうため、被災を想定して準備対応していくことが必要だと思います。

浄水場が被災した場合の緊急給水の対応をもう少し詳しく話していただけませんか、お願いします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの再質問についての答弁を翠上下水道部長に求めます。

翠上下水道部長。

○上下水道部長（翠 直樹君）

本市だけで対応できないような大規模な洪水災害の場合は、先ほども答弁いたしましたように、

県並びに日本水道協会の岐阜県支部を通じまして、災害時相互応援協定に基づきまして、日本水道協会救援本部を設置していただき、被災状況の集約と、その状況に基づく国や自治体、各種団体への協力支援要請などを行っていただきまして、被災状況に応じた給水方法の確立、応急給水の基地となる水道施設の選定、応急給水拠点の指定や給水の実施などを行うと同時に、応急復旧作業を行うなど、関係機関と連絡を調整させていただきまして、密に対応してまいりたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（鐺本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

さきの新聞記事の中では、浸水対策などハード面の対策も必要だが、限られた予算の中ですぐには実施することは難しい。断水のリスクに備え、住民側の事前の対策もあわせて必要だと述べられています。このあたりの対応もよろしくをお願いします。

では、2点目です。

本巣市は、平成29年給水原価199.81円、料金回収率51.44%です。類似団体平均値は給水原価177.91円、料金回収率99.87%です。平均値をかなり下回っています。老朽化の現状をあらわす指標、有形固定資産減価償却率、管路経年化率は類似団体平均値を下回っています。

経営比較分析欄には、料金徴収の対象となった水量の割合が少なくなっており、配水した水量が有収水量になっていない状況です。漏水調査などを行い、漏水箇所の早期発見に努め、改善していく必要がありますと指摘されています。

この維持管理費の増加が見込まれます。この費用をいかに抑えていくかが重大です。今議会の補正予算では、漏水等による管路補修箇所増加に伴う修繕費の増額計上がされました。漏水対策は計画的に効率よく進められていますか。漏水対策の現状、これからの取り組みについてお尋ねします。

○議長（鐺本規之君）

ただいまの質問についての答弁を翠上下水道部長に求めます。

翠上下水道部長。

○上下水道部長（翠 直樹君）

それでは、漏水対策の現状とこれからの取り組みにつきましてお答えをさせていただきます。

現在、水道施設の健全性を維持するため、適正な資産管理に基づく更新計画を立て、重要度や老朽度に応じた施設更新の順位づけを設定した上で、年度間事業費の平準化を行い、効率的な基本計画を策定しているところでございます。

具体的には、管路の場合、法定耐用年数40年ではなく、実使用可能年数とされます60年での更新を設定し、今あるものをできるだけ長く使い、漏水が多い箇所を優先的に更新することで効率化を図ってまいります。

また、漏水調査方法につきましては、平成25年度以前は本管と給水管を面的に詳細調査を行っていましたが、効果を上げるため、平成26年度からは、本管を中心とした漏水調査に変更しました。

さらに、平成29年度からは調査効果が高くなるように、設置年度が古く漏水が多い箇所を重点的に行う調査に切りかえております。

なお、調査延長につきましては、平成29年度以降は毎年110キロ程度を実施しており、平成29年度19件、平成30年度33件の漏水箇所を発見し、早期の修繕により有収率は平成29年度の73.7%から平成30年度では75.8%と向上しておりますことから、成果があったものと考えております。

また今年度は、一部地域で漏水を特定するために小ブロックでの流量を測定する方法を行っており、今後の効率的な漏水の発見につなげる方策として取り組んでおります。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

再質問です。

水道ビジョンの実現方策の中で、有収率の向上として老朽管や漏水実績が多い管路を抽出し、漏水調査を毎年行っています。今後も漏水が多く発生している箇所を重点的に布設がえを行うことで漏水を減少させ、有収率の向上に努めていくとあります。

漏水調査の方法を具体的に話していただけませんか。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの再質問についての答弁を上下水道部長に求めます。

翠部長、よろしく。

○上下水道部長（翠 直樹君）

御質問の具体的な漏水調査方法でございますが、専門の業者に委託することによって漏水調査を行っておりまして、その具体的な方法は、漏水によって発生します音を聞くことにより、位置を特定する手法が一般的でございます。

聴診器のような音調棒と言われる器具とか、漏水音を電子的に増幅させてヘッドホンで聞く電子式漏水発見器を用いて道路を歩いて確認する路面調査を行っております。なお、先ほど答弁いたしました漏水を特定するための流量を測定する方法は、水管橋、橋に水道管がかかっている場所ですけれども、そういったところの露出管路部において、臨時的に流量計を取りつけて、超音波で流量を計測する方法でございます。

今後も新しい技術や方法を研究いたしまして、効率的かつ効果的な漏水の発見に取り組んでいきたいと考えております。

[3番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

本年度、第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略が終了します。余り成果が出ていないとも言わ

れています。東京への一極集中はますます進んでいます。

第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されます。注目するのは、その新たな視点として示されている新しい時代の流れを力にするという視点です。その一つが午前中黒田議員が御質問なされましたSDGsによる地方創生ですか。私が注目するのはもう一つ、第4次産業革命と言われているソサエティー5.0の実現に向けた技術の活用です。

デジタルの力で現実を変える社会が到来する。地域と自治体のチャンスと言われています。通信、データ、AI、センサー、物の制御等が桁違いに進化するそうです。物のインターネットIoTが本格的に始まります。民間のIoTはかなり進んでいます。

公共サービスにも取り入れ始めています。上水道のIoTです。浄水場、ポンプ場、水道管にセンサーを取りつけ、振動、圧力、水量、さらに画像で施設を管理します。施設や水道管のわずかな異常をセンサーで感知し、通信を利用してAIに分析させ、制御し、予測し、施設の故障や漏水の発生を的確に予想させていきます。物が壊れるときは、必ず振動に異常が起こることを利用するそうです。効率よく施設の管理ができます。財源の問題はあります。安価なセンサーやカメラで始められるものもあります。

この水道事業の状況を打開していくためには、思い切った施策も必要ではないでしょうか。この分野の技術の活用を注視していただくことをお願いします。

3番目です。

人に関してです。

上水道にかかわる職員の方は、行政職員であると同時に公営企業の職員として企業の経済性や公共の福祉を常に念頭に置きながら、上水事業の経営で必要とする専門的な知識や技術の習得を常に行わなければなりません。実力を持った職員が退職した後も、組織として高い水準の技術力を保持継承していかなければなりません。

さらに、リスク管理の必要性から、日常対応と緊急対応を区別し、どのような状況であろうとも対応できる訓練を実施することにより、次世代を担う職員に対し、確実な人材育成や技術継承に努めていかなければならないと考えます。

さもなければ、本県水道ビジョンは実行できません。公営企業として安定的に継続していくために、全ての職員が高い原価意識や経営スキルを持つ必要があると考えます。

技術者の確保の現状、計画についてお尋ねします。

○議長（鐺本規之君）

ただいまの質問についての答弁を翠上下水道部長に求めます。

翠上下水道部長。

○上下水道部長（翠 直樹君）

それでは、技術者確保の現状と計画はにつきまして、お答えさせていただきます。

現在、上下水道部の職員は合計11名が配属されており、事務分掌上、ほとんどの職員が公営企業に携わっており、経営意識を持って業務の執行に当たっているところでございます。

技術者確保の計画につきましては、企業会計の経理事務や財務諸表の作成上、簿記資格のある職員の確保が重要と考えており、職員異動に当たっては簿記の有資格者の配属をしていただくよう人事担当部局へお願いするとともに、資格のない職員につきましては簿記研修を受講させるなどのスキルアップに努めているところでございます。

また、特に水道事業は水道技術管理者を1名置かなければならないとされておりますので、一定の水道実務経験資格要件が定められていることから、有資格者を確保する必要があり、職員異動に当たっては必ず配置していただきますよう同様に要望しているところでございます。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

昨年の台風被害の際には、職員の経験と技術と迅速な対応で断水を回避したと聞いています。このような対応が公営企業の職員として不可欠と考えます。公営企業として維持していくために、市として水道事業の技術の確保、育成に取り組んでいただくことを強くお願い申し上げます。

4番目です。

自治体ごとに給水原価は相違しています。隣同士の自治体でも大きな差異が生じているケースが多々あります。

隣の市町であっても、それぞれの上水道の歴史、環境、さらにそれぞれの市民の料金に対する考え方も違います。今を必死に生きてみえる市民の方には理解しがたいものもあります。しかし、公営企業として安定的に継続していくためには、現状の水道料金には課題があると考えます。

公営企業として適正な水道料金が近隣の市町との差異が生じることや、広域的見地からの整合性についてお尋ねします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を翠上下水道部長に求めます。

翠上下水道部長。

○上下水道部長（翠 直樹君）

それでは、水道料金の近隣市町の差異や広域的見地からの整合性につきましては、お答えさせていただきます。

前回の9月議会の一般質問でもお答えさせていただきましたが、本市の2カ月で60立米を使用した場合の水道料金は6,372円で、県内38市町の中では高いほうから29番目、安いほうから10番目となっております。

ちなみに最も高いところが15,660円、もっと安いところが4,752円、平均値は9,309円でございます。そのうち、近隣6市町で最も高いところは岐阜市の8,629円で、本市との差は2,257円、最も安いところは揖斐川町の4,752円で、本市との差は1,620円となっております。

以上のように、料金についての比較はできますが、各市町の地形、人口、施設の数などに大きな違いございまして、本市より安い料金で採算がとれている市町もございます。水道事業はそれぞれの市町の公営企業により運営されているものでございますので、広域的な整合をとるのは困難と考えます。

本市といたしましては、投資の合理化や平準化など、経費の縮減を検討すると同時に、現在、水道ビジョンを踏まえた経営戦略・基本計画の策定及び水道料金の改善について、審議会へ諮問し、審議をお願いしている現状でございます。

[3番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

もう少しお聞きします。

これは市民の方の理解を得がたいところです。

しかし、公営企業として、採算をとっていかねばなりません。市民の理解を得るには、事業の現状や今後について、さらにわかりやすく丁寧に周知していかねばならないと考えます。そのところを詳しく考え方を説明していただくわけにはいきませんか。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの再質問についての答弁を翠上下水道部長に求めます。

翠上下水道部長。

○上下水道部長（翠 直樹君）

御質問の水道料金の現状と今後についての周知方法はということについてお答えさせていただきます。

先ほども回答させていただきましたとおり、現在、経営戦略・基本計画の策定及び水道料金の改定につきまして、審議会で諮問し、審議をお願いしている状況でございます。

審議会の内容につきましては、平成30年度開催分及び令和元年度の第1回目の審議会について、ホームページに掲載しております。また、12月末には今年度第4回目の審議회를予定しております。今後、審議会の経過、内容につきまして、随時ホームページに掲載していく予定としております。

なお、料金改定となった場合には、市のホームページ、広報紙及び加入者の皆様へ直接お知らせをさせていただくなど、市民の皆様への周知を図っていきたくと考えております。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

要望と申しますか、私は本巢の上水道が公営企業として安定して経営していくためには、現状に加え、防災対策、効果的・計画的な漏水対策、管路の布設がえ、高い技術や経営スキルの確保という施策を早く講じる必要があると考えます。同時に、原価に合った料金体制を確立して、利用者、市民の皆様の理解を十分に受けることが必要だと考えます。

どうかそのところ、対応をよろしくお願い申し上げます。以上で質問を終わります。

○議長（鰐本規之君）

暫時休憩といたします。20分から再開しますので、よろしくお願いいたします。

午後3時04分 休憩

午後3時22分 再開

○議長（鰐本規之君）

再開をいたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

4番 寺町茂君の発言を許します。

○4番（寺町 茂君）

通告書に従いまして、大きく2点質問させていただきます。

1点目として、地域の防犯についてお尋ねしたいと思います。

つい先般、大阪の小6の女兒がSNSを通じて知り合った男性に巧みに誘われて行方不明になるという事件が起きました。無事に保護されましたが、その男性の家にはさらにもう1名の生徒が監禁されたような状態になっていたというような驚くべき事実も発覚しました。そういった児童・生徒の行方不明者というのが調べてみますと、大体年間2万人弱あるというようなすごい数字があることにも驚愕したわけでございます。さらに毎日のように痛ましい殺傷事件、こういったものの報道がされている昨今、日本は安全であるというようなことをよく言われ、安全神話と言われてきたものが徐々に崩れつつあるのかなと、こんなような感がうかがい知れる今このごろでございます。

しかしながら、本市においては比較的大きな事件報道もなく安心をしておるわけでございますが、岐阜県警の安全・安心メール、これをひも解いてみますと、資料1に添付してございますが、これは今年度6月1日から10月中旬までの分を拾い集めたものです。不審者に関する部分だけ抜粋しました。これを見てみますと、3つ目の7月23日、事案の概要としては、児童が下校中に車に乗った男から携帯電話を向けられ後をつけられたと。裏側に行きまして、9月27日付、これも同じように男子児童が後方から近づいてきた男から「たばこを吸わないか」と声をかけられ追いかける。続きまして、そのすぐ下の10月7日、これ非常に身近でありまして、私の居住地の屋井になっております。1302番地と書いてありまして、非常に近いなと思いましたが、女子生徒に対し下半身を露出し後を追いかける、こんなような事案等を含め、かなりたくさんこういった事案が発生していると。中には一つ間違ると非常に怖いような事案もございます。

本市においては、通学路の点検から始まって、こども110番の家との連携、さらに地域見守り活

動、こういったものの充実、実施について非常にきめの細かい対策がとられているという、非常に教育委員会の御努力等、本当にありがたいことといつも思っておるわけですが、なかなか目の届かないSNSであったりとか、帰宅してからの児童・生徒の行動に対するこういった事案については教育委員会のレベルではなかなかできないようなこともあると思います。こういった事件防止のために、今以上に関係各位の危機意識の再確認、さらに学校関係者、機関等の再確認と、こういったものが必要かと思えます。SNSに関しては保護者の関するところが多いのかもしれませんが、比較的知識のない方が多いということで、SNSに関しては適正な使い方に関して、専門家の指導を仰ぐ、もしくは法律に詳しい方、スクールロイヤーのような方を取り入れて、さらに連携強化を図る必要があるのではないかと、こんなことを思うわけですが、教育長の見解をお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

事件防止のための関係機関との連携についてお答えします。

子どもたちの命が失われる痛ましい事件のたびに、憤りといたたまれなさを痛感します。また、被害者本人や家族のことを思うと、胸が張り裂けそうになります。本巢市では、子どもたちの命を守り抜き、このような事件が起きないまちづくりを構築していきたいと強く考えています。そのために再度確認したい具体的なポイントは、次の4点です。

1点目は、不審者情報などを漏れなく、迅速に共有することです。不審者等の目撃があった場合、情報をつかんだ最寄りの学校から、警察、教育委員会、市内学校に目撃情報を提供しています。また、近隣市町、学校とも相互に情報を提供し合う仕組みも構築されていますので、今後この情報共有の迅速さをさらに増すとともに、全ての保護者への周知徹底を図ってまいります。

2点目は、不審者等の情報をキャッチし、子どもを見守る関係者の幅をぐっと広げることです。一斉メール配信システムについては、保護者だけでなく、自治会長や見守り隊の方々、民生・児童委員や青少年育成推進委員の方々などにも登録をお願いし、緊急時に多くの地域の方々の目で、子どもたちを見守ることを目指してまいります。

3点目は、まち全体、市民総出で安心・安全なまちづくりを行っていることを見える化することです。各地域での見守り隊、こども110番の家、ながら見守りなどで子どもたちを見守ってくださる地域の方を、コミュニティ・スクールの仕組みを生かしてふやしていきたいと考えております。まちの至るところに地域の方々が立ち、不審者の目から犯罪がしにくいと感じられるまちづくりを行ってまいります。

4点目は、子ども自身が自分の命を守る力を身につけることです。市内の小・中学校では、岐阜県警の幼児等連れ去り未然防止教育班たんぽぽによる連れ去り未然防止教室や、北方警察署の方から不審者への対処について話を聞く機会をつくるなどして、危険を回避する方法を学んでいます。

これらをより充実させて、自分の命を自分で守る力を身につけさせていきたいと考えております。

加えて、先日の大阪の小学生が連れ去られた事件を受け、不審者や危険はネット社会の中にも存在するということから、保護者宛てにSNSを通じた犯罪被害を防ぐための啓発文書を配付させていただいたところです。その文書では、ネット社会における危険性を親子で理解し、ネット利用時のルールなどについて家庭で話し合うと同時に、ネット上の顔がわからない人に連絡したり悩みを相談したりすることのないよう指導するとともに、子どもが家庭や学校、地域で安心して相談できる関係をつくっていく必要性について訴えました。

いずれにいたしましても、平素からの警察、教育委員会、学校、地域、そして家庭の関係づくりこそが迅速な対応に結びつき、子どもの命を守ることに繋がります。今後もふだんから顔が見える連携体制を築き、安全・安心な本巢市を目指してまいります。

〔4番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

ありがとうございました。

非常に前向きな取り組みをしていただけると。SNSに関しても啓発をしていただいたということですが、保護者や児童・生徒に対しても専門家のお話が聞けるような機会を設けていただけると幸いかと存じますので、よろしくお願いします。

2つ目に入りますが、今、教育長から御答弁いただいたように、こういった情報が保護者のところにはメールを通じて届くようなシステムの構築がされておりますが、実際子どもさんがいない家庭についてはこういった情報が届いていないケースもあります。子どもを守るに当たって、もしくは市民もそうですけれども、地域で見守っていくということが今後非常に重要なことかと思えます。そんな意味で多くの方が情報を共有できるような、こういったシステムの構築が必要かと思えます。

それで一つとして、教育委員会から配信されているメールについて、今幅を広げるということで関係者の中で児童・民生委員の名前が挙がりましたが、一つとしては児童・民生委員に対してこういったメールを配信されるような、その仕組みについてどのように考えられているのか。これは健康福祉部の担当かと思えますので、こちらについては健康福祉部長。

さらにもう一つ、かつては広報無線で不審者が出たというような情報をよく耳にしておりましたが、近年、そういった放送が聞こえていないような個人的にはしておりますけれども、何かこういった変質者等の情報を放送するに当たって、抑制するような手法とかいろんなものがあってなくなったのか、理由については総務部長にお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を久富健康福祉部長及び畑中総務部長に求めます。

初めに、久富健康福祉部長に求めます。

久富健康福祉部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

児童・生徒の見守りにつきましては、議員御指摘のとおり、地域の協力が大変重要でございます。地域の見守り活動は、多くの市民の皆様にご協力をいただいておりますが、本市の民生委員・児童委員も活動の一環として児童・生徒の登下校時の声かけやパトロール活動を実施しております。

メール配信サービスのすぐメールにつきましては、先ほど教育長の答弁にもありましたように、登録の御案内をさせていただいておりますが、全ての民生委員・児童委員が登録済みではありませんでしたので、今年度は委員の改選時期でもありますことから、今月2日に開催されました本業市民生委員・児童委員、主任児童委員委嘱状伝達式におきまして、すぐメールの委員全員の登録をお願いしたところでございます。

○議長（鐔本規之君）

続きまして、畑中総務部長に答弁を求めます。

○総務部長（畑中和徳君）

ここしばらく、こうした情報伝達がなされていないという理由ということでございますけれども、決してその理由があるわけではございません。本市の防災行政無線につきましては、災害その他緊急事項、市民に周知を要する広報事項について放送をしているところでございますが、この運用といたしまして、本市の防災行政無線通信施設条例施行規則第14条の規定によりまして、各主管課から依頼がありましたものにつきまして無線管理者の承認を得たものについて放送するという規定がございますので、これに準じて放送しているものでございます。

なお、不審者・変質者の出没情報の防災行政無線による放送につきましても、警察または教育委員会等々から依頼がありました場合には放送をすることとしておりますが、昨今はこうした依頼もございませんことから過去5年間の放送実績はございません。

なお、今後につきましても、市民の安全・安心を守る観点から、そうした関係機関から依頼がありましたら情報共有をしながら、適切な情報伝達に努めてまいりたいというふうに考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

ありがとうございました。

民生委員さんに関しては、現在も登録されている方もあるということですが、ちょうど任期が終わって改選期ですので、ぜひ多くの方に登録していただけるようお願いしたいと思います。

また、広報無線に関しては、そういった事例をよく勘案していただいて、放送するべきものはぜひとも放送していただきたい、このようにお願いしたいと思います。

続きまして、近年の凶悪事件等の解決事例を見ていると、防犯カメラであったりドライブレコーダー、こういったものの記録が非常にきっかけになっているような、そんな感じを受けるわけですが、本市においては今年度ですか、小・中学校における防犯カメラが全校に設置されたと

ということです。これは非常に喜ばしいことではありますが、私の認識の中では幼稚園については未設置であると、こんなふうに思うわけでございます。もし未設置であるならば、幼稚園についてもやはり非常な抑止力になりますので、ぜひ設置をしていただきたいと思います。

それについて1点と、岐阜県内の市町を見ておりますと、自治会やら地域の要望に応じて防犯カメラの設置に対して助成をしている市町もございます。地域の安全のために、そういった必要な要望があれば、そういった助成をするシステムは今後お考えなのかどうか。この点についても2つ聞きたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を久富健康福祉部長及び畑中総務部長に求めます。

初めに、久富健康福祉部長に求めます。

久富健康福祉部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

幼稚園への防犯カメラ設置についてお答えをいたします。

現在、市内には幼稚園が8園ございますが、防犯カメラが設置された園はございません。また、これまで不審者が侵入した事案も発生しておりません。

幼稚園では、毎年夏ごろに小学校で開催をされます不審者対応合同訓練に参加し、北方警察署の指導により刺股の使い方など訓練を受けてはいますが、保育現場は女性職員が多いことから不安な点もございます。防犯カメラが設置されていることで不審者による幼稚園への侵入防止や犯罪防止につながることや、何か事件が発生した場合に、映像の記録があることで早期解決ができるなどの効果が期待できますので、設置に向けて検討をしてみたいと考えております。

○議長（鰐本規之君）

続きまして、畑中総務部長に答弁を求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

防犯カメラにつきましては、事件発生時の証拠資料としての映像記録に加えまして、犯行を思いとどまらせるなどの犯罪抑止効果も期待できることから、商業施設やコンビニエンスストア、その他企業等で多くが設置されております。本市におきましても、学校における安全対策として、小・中学校への防犯カメラの設置が進められているところでございます。

防犯カメラ設置に対する自治会等への助成につきましては、岐阜市など商店街振興会や自治会への助成制度を設けておる自治体もございしますが、肖像権やプライバシーへの配慮といった課題もあると聞いておるところでございます。このため、防犯カメラの設置に当たりましては、慎重な対応が必要となつてまいると考えております。

こうした課題を解消するために条例とか規則、そうした何らかの規範も含めまして、自治会がみずから管理する集会所等への防犯カメラの設置の助成につきましては、今後検討してみたいというふうに考えております。以上でございます。

[4 番議員挙手]

○議長（鐔本規之君）

寺町議員。

○4 番（寺町 茂君）

ありがとうございました。幼稚園については、前向きに検討していただけるということで、できるだけ早期に予算化していただいて、ぜひとも設置していただきたいと思います。また、自治会の公民館等に関しても検討いただけるということで、ぜひとも前向きに検討いただきたいと、そのようなことを思います。

続きまして、2点目の自然保護についての内容に入らせていただきます。

豊かな自然というのは、本市の一つの誇りであろうかと、こんなようなことを思うわけでございます。今年度の市長の所信表明の中にも、豊かな自然という言葉がうたわれておりました。

去る11月12日、この日に真正地内においてオオサンショウウオという国の天然記念物が見つかり、社会教育課の適正な判断によって、岐阜県の教育委員会の指示によって1級河川のほうに戻された。恐らくことしの5日の出水によって根尾地域から流れてきたものが居残っていたと、このようなことではございますが、実に公式な記録を見ると、本市においてオオサンショウウオが確認されたのは18年ぶりという、ほぼ絶えていたのではないかと思われたんですが、そういったものが出てきた。豊かな環境にしかオオサンショウウオはすみませんので、まだまだ市内にはそういった環境が残っているのかなということで、少し安堵したところではございますが、実際は生物の多様性の劣化というのがやはり目に見えるところが出てきつつあります。

生物が多様であるということは、空気や水の浄化作用、さらに食べ物になったりとか、衣食住の大半がこういった生き物から人間は依存しておるわけでございまして、多様性の劣化というのは実は人間社会にとっても、これからの人間自体の存続に危機感を落とすものであります。ですから、せっかく豊かな自然があるという誇りを後世まで残していけるような努力をしていくべきではないかと、このようなことを思うわけでございます。

本市においては、水辺の生物について非常に長期にわたって定期的に調査をされております。データもかなり蓄積されていることと思いますが、過去の調査結果を見て現在の本市の生物の多様性の状況、過去のデータと比較されまして多様性がどのような状況に変わりつつあるのか、こういったことについて見解をお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を洞口市民環境部長に求めます。

洞口市民環境部長。

○市民環境部長（洞口博行君）

それでは、今年度の水生生物調査の結果と、本市の生物多様性の状況についての見解についてお答えをします。

本市における水生生物調査につきましては、根尾川本流を除く市内を流れるその支流で、主要な

19カ所に及ぶ定点におきまして魚類を初めとする水生生物の生息状況を調査し、生物の種類や個体数の推移などを把握しているもので、平成20年度から実施をしております、今年度で12年目となります。

今年度の調査結果では、水生生物として確認された種類は74種類で、平成26年度の結果との比較では約11%減少しており、年々減少傾向となっております。また、そのうち魚類に関しては、今年度はオヤニラミが生息する池の調査を再開し20カ所を調査しましたが、魚の種類は31種、個体数では1,223匹を確認しております。過去の調査結果から見られる変異状況につきましては、北部は種類が少なく、南部は種類が多い傾向にあり、5年前の平成26年度の結果と比較すると、魚の種類では約11%、個体数では約40%ほど減少する結果となっております、各年度には多少の増減のばらつきがあるものの、いずれも年々減少傾向にあることから、生物多様性の劣化が進行しつつあるものと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（鐺本規之君）

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

ありがとうございました。

一応平成26年度との比較、5年の経過で生物の多様性については11%の劣化で、驚くべきはその確認個体数、総個体数について40%ほどの減少が見られたと。40%というと半分近くがいなくなったと、こんなような結果が出ております。

生物の種類が減る、実は生物というのはまだまだいろいろ人間が未知の成分を持っている可能性が非常にあります。特に医薬品などは生物から、動物であったり植物から抽出されたエキスによって新薬が開発されるということが非常に多くあります。そんな中で生物の種を減らすということは人間にとっても非常な損害であると、このように考えるわけです。ぜひともこういった生物多様性の劣化を緩和するような対策をとっていただきたいと思います。非常にそういった現状があるということをまず納得いたしました。

続きまして、先ほどの答弁の中にオヤニラミの池についての調査を再開したと、このような御答弁がございました。このオヤニラミの池の調査結果について、さらにこのオヤニラミというのは本市の天然記念物に指定されております。その指定の目的と保全の対策をどのようなことをされているか。調査結果については、失礼、次の項目でしたので、オヤニラミの天然記念物への指定の目的と、その保全対策についてまずお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（鐺本規之君）

ただいまの質問についての答弁を溝口教育委員会事務局長に求めます。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

それでは、御質問の市天然記念物の指定している目的と保全対策ということでお答えをさせていただきます。

まず、本市には古くから守られてきた独自の歴史と文化があります。国指定の天然記念物であります根尾谷の淡墨桜や特別天然記念物の根尾谷断層、県指定の国恩寺のヒイラギ、また市指定は議員さんおっしゃられたとおり、オヤニラミを初めといたしまして大亀寺のモミ、それから芋観桜やヒメハルゼミなど、全国に誇るべき天然記念物がたくさんございます。

市指定の天然記念物の指定でございますが、これの目的といたしましては、これらの貴重な天然記念物の保護・保存に努め、ふるさとのすばらしさを広く伝えていくことにございます。

また、保全対策といたしましては、本巢市文化財保護審議会を置きまして、委員さんに巡視、調査をしていただき、保全のために必要と認める事項を教育委員会に報告をしていただき、教育委員会ではその報告に基づきまして、生態系に配慮した継続的な保護活動を行うことができるよう必要な措置を講じ、豊かな文化を育むまちづくりを目指しておるところでございます。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

ありがとうございました。

合併前から根尾村時代の天然記念物ということで理解しております。そのオヤニラミの池について、今年度から調査が再開されたということで、まず一つはその調査結果についてお聞きしたいということと、近年、この魚類については非常に遺伝子研究が進みまして、実はオヤニラミという魚は琵琶湖よりも西の地域が本来の正規分布地で、それより東については持ち込まれてきた国内の外来生物であるというような扱いで、もともとあったこちらの生態系を崩すということで美濃加茂市等は外来種として駆除を始めておる状況が見受けられます。こういった遺伝子研究の発達した中で、本市としてこの天然記念物オヤニラミというのをこのまま制定して据え置くのか、そういったことについて伺いますが、非常に近年、日本魚類学会等、口やかましい団体もございますので、そういったところの指摘を受けるのが私個人としては非常に怖いと、そんなイメージを持っておりますが、御答弁のほうよろしく願いいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を溝口教育委員会事務局長に求めます。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

オヤニラミの生息状況調査、その結果でございますが、ことし9月に生活環境課が根尾板所にございます通称オヤニラミの池を調査いたしましたところ、稚魚が19匹と成魚が4匹確認できました。稚魚がこれだけ見つかったということは、ここで自然繁殖をしているということが言えるということでございます。

このオヤニラミは議員さんおっしゃられたとおり、愛知県と滋賀県では条例によって移殖や飼育などを禁じております。また、県内におきましても、美濃加茂市では環境保全事業の一環として、オヤニラミを国内外来種として調査、駆除を行っております。

根尾川のオヤニラミのルーツといたしましては、自然分布よりも移入説のほうが有力であると推察をされておりますが、その確証はまだ得られておりません。

今後の対応といたしましては、県などからの指導を受けながら、関係機関と調整を図り、対応の仕方を検討してまいりたいと考えております。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

ありがとうございます。

オヤニラミ自体は非常に世代交代も良好に行って生息しているということは確認されましたが、やはり岐阜県で言うと美濃加茂市で、他県においても外来生物として駆除対象になっていると、こんな現状がございますので、岐阜県なり環境省なりとよく検討されて対処していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

続きまして、本市には先ほど国の天然記念物等が幾つかあるというお話をいただきました。よく知られている淡墨桜については非常に保全活動が盛んに行われております。ただし、ほかにも天然記念物、先ほどオオサンショウウオ、絶えたものと思われていたのが発見された、さらにニホンカモシカ、イヌワシ、そしてこれは岐阜県の指定の種ですけれども、旧本巢地域にハリヨが生息しております。そして、同じく岐阜県の環境保全地域として能郷白山の広大なブナ林とか、こういったものがございます。こういったものについての資料、データ等は本市の刊行物から全く見たことがないんでございますが、こういった情報については把握をされているのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。よろしく願いします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を溝口教育委員会事務局長に求めます。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

国天然記念物の把握状況についてお答えをさせていただきます。

国の特別天然記念物でありますニホンカモシカにつきましては、昭和61年から京都府、福井県、岐阜県や滋賀県の教育委員会で合同で調査を行っております。本市におきましても2名の岐阜県特別天然記念物カモシカ巡視員を任命いたしまして、カモシカの保護地域及びその周辺の区域における生息情報を聞き取るなどして調査を行っておるところでございます。ことし1月にも樽見駅の山側斜面で目撃をされたところでございます。

イヌワシにつきましては、岐阜県も本巢市も調査は行っておりませんが、能郷白山で生息が確認されております。

また、岐阜県の指定希少野生生物に指定されておりますハリヨにつきましては、湯ノ古公園で保護を行っておるところでございます。

能郷白山自然環境保全地域に広がっておりますブナ林でございますが、天然林の分布状況につき

まして教育委員会のほうでは把握をしかねております。ただ、保護を行っていく必要があることは感じておるところでございます。

これからも本県市本市の誇る淡墨桜を初めとする天然記念物を広く市民に紹介し、保護を行っていく必要性について理解をしていただき、市民協働により、豊かな自然環境と生態系の保全に努めてまいりたいと考えております。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

ありがとうございました。

淡墨桜については市民も周知するところでございますが、ニホンカモシカ、イヌワシ、ブナの広大な林があると、こういったことは市民の多くの方が恐らく御存じありません。こういったものの情報をぜひ市民と共有しつつ、こういったものがもたらす人間の生活への恵み、こういったものを広報する、こういう必要性を強く感じておりますので、ぜひとも御尽力いただきますようによろしくお願いいたします。

続きまして、ジャンボタニシのお話が先ほど御質問の中にもございました。近年、ジャンボタニシが非常に生息範囲を広めている。当然駆除はされております。ジャンボタニシについては、水温が25度を超えると産卵を始める、水温が14度を切ると土の中に潜って越冬するというので、先ほど冬季に田んぼを耕してジャンボタニシを外へ出さないという話がありましたが、14度以下にすれば凍死してしまいます。という駆除方法がございますが、確実に温暖化に伴って水温が高くなっている。それにつれてだんだん北上しているという現象が本市でも見られます。ほかにアライグマとかヌートリア、こういった外来生物も定着数がどんどんふえている。さらに鹿とかイノシシが山間地から里地におりてきていると同時に、先ほど話がありました国土強靱化の対策の一環として、根尾川の河畔林を大幅に伐採していることで、そこにいた生き物たちが根尾川の左岸流域の小さな林に大分逃げ込んできて、騒音とかふんの害で悩んでいるというような実情もございます。

こういった中、ジャンボタニシ、アライグマ、ヌートリア等外来生物の被害状況はどのようなか。さらに駆除が実施されておりますが、どのような目的でされ、どのような実績を上げられ、そしてどのような効果があるのかお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、外来生物の被害状況、駆除の目的、実績及び効果についてお答えさせていただきます。本市では外来生物として把握しているものは、ジャンボタニシ、アライグマ、ハクビシン、ヌートリアであり、被害状況は、ジャンボタニシの場合は稲の食害、アライグマやハクビシンは野菜や

果物の食害、ヌートリアは稲の食害のほかに、あぜの破壊による漏水などが確認されており、本市として鳥獣保護管理法の規定に基づき、農作物被害の防止及び軽減を図るため鳥獣捕獲を実施しております。平成29年度から令和元年度までの駆除の実績は、平成29年度はジャンボタニシが1.5トン、ハクビシンが3頭、ヌートリアが22頭、平成30年度はジャンボタニシが1.1トン、アライグマが6頭、ハクビシンが8頭、ヌートリアが24頭、令和元年10月末現在で、ジャンボタニシが1.9トン、アライグマが1頭、ハクビシンが3頭、ヌートリアが32頭であります。こういった駆除を実施することによりまして一時的な被害の軽減効果は見られるところでございますが、外来生物は1カ所にとどまらず他の地域へ移動すること、また繁殖力が旺盛であることなどから被害の完全な根絶は難しく、継続的に対処捕獲していく必要がございます。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

今の御答弁で、特に農業被害に関する分野において外来生物を駆除していると。ジャンボタニシとヌートリアについては、かなりの数が駆除されておりますが、アライグマとかハクビシンについては農業被害に関する以外の分野のことでは余り駆除されていないので頭数が少ないような気がしますが、実際問題は空き家に入ったり、農家の農機具小屋に入ったりとか、先ほど申したように、ぽつんと残された林に入ったりして、民間の人間に対してかなり農作物の被害じゃない部分で被害を与えている現状がございます。こういったものを現状では個人個人で駆除しようというような話しかできない、そんな思いをしておりますが、何らかの方法で行政がこれに力をかけるような体制づくりをしていただけたらありがたいのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、生物多様性の国家戦略というものが打ち出されまして、地方においても地方の実情に合わせた地域戦略を策定せよと、このような指針が環境省から出されております。と同時に近年では、先ほども質問にあったようにSDGsを導入せよということで、その中に経済、社会、環境、この3つの側面を統合的な取り組みとして相乗効果が出るようにしなさい、そして自立性のある環境を構築していきなさいというような、それに実は自然保護が今後含まれていくというようなことで、今年度からそんな話をあちこちでできたらしなさいということで、実際にあちこちでさせていただいている段階でございますが、なかなかSDGsというのは幅が広くて、全般的に理解することはとても難しい。ということで、自分としてはこの生物多様性戦略、先ほども5年間の間に水辺の生物だけで11%も種類が減り、個体の数にしては40%も減ったというような、このような実情が実際に浮かび上がっておるわけでございます。ぜひともこの市の実情に合わせて、この豊かな自然を持続的に市民が恩恵を得られるようにするためにも生物多様性戦略本県市版を策定していくべきだと考えますが、今後はどのような展望を、計画を持たれているのかお伺いしたいと思います。よろしく願いします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、生物多様性の戦略の策定の展望についてということで御質問にお答えを申し上げたいと思います。

先ほど議員のほうから少しお話もございましたけれども、国におきましては生物多様性基本法に基づきまして、生物多様性国家戦略2012－2020というのが閣議決定されております。生物多様性の状態を現状以上に豊かなものにするように目標が設定されたものでございます。

この中で、先ほどもお話がございますように、地域においてこういった保護・保全活動、こういうことをやっていくために地域において状況の分析、把握、また保全活動の拡大、生物多様性の社会への浸透、こういったものをやるようにというようなことで、2020年度までの短期目標というのが掲げられているところでございます。

本巢市の豊かな自然を将来に残すということは、先ほど来お話に出ておりますように、大変大切なことでございます。そういうために我々は今、各それぞれの所管課におきまして、こういったものについての取り組みをやっておりまして、現状を踏まえて、また適正に直すものは直しながら、また前へ進めるものは前へ進めるというような形で今進めているところでもございます。今後も豊かな自然環境と生態系の保全活動の拡大を図るということは重要であると私どもも考えております。

ただ、その中で御質問のように、生物多様性戦略の策定というのがそろそろ必要じゃないだろうかというお話でございますけれども、環境省がそれぞれ戦略の策定につきましては、事細かにどういったことをやりなさいよという手引きを策定していただいております。平成21年度にこういった策定手順等、必要性、それからどういったことを記載するのかというようなことも策定の手順等々を含めた手引きを平成21年に策定をしていただいております。その後、平成26年にこれまた手直しをして改訂版ということで公表をしていただいております。

ただ、この中でこの戦略というのは、先ほど来いろいろ実態調査のところの計画で、そしてまたこういうのがあります、教育委員会、また生活環境課のほうでいろいろお話をしていますけれども、一般の方ではなかなか難しいものではあります。これをどう調査して、そしてその実態を把握して、それをどう守っていくか。極めて専門性の高い分野でもあるというようなことから、この必要性は感じながらも、現時点では、また国のほうもぜひつくりなさいよとってお示しをいただいておりますけれども、なかなか全国的にも現在これに基づいて策定している市町村というのは大変少ない。現在、1,644の市町村のうちはまだ今77、4.5%ほどの市町しかこういうものを策定しておりません。県内でも岐阜、高山、中津川という3つの市がちょっと手がけているというようなことで、42市町村の大半は全然手つかずというのが現状でもございます。

いずれは、先ほど来出ておりますような実態調査などの結果を見ていると保護・保存というのはなかなか厳しい時代になっているということで、多様性戦略の策定というのは当然今後取り組んでいかなければならない、そういう大きな課題だというふうに思っておりますけど、まずはこうし

た生物の多様性の重要性というようなことを市民の皆さん方に理解いただき、そしてまたそれにあわせて実態調査などもしっかりとしながら、何を守り、何を残しながら何を守っていくかというようなことも皆さん方のコンセンサスを得た上で、こういった戦略の策定というのに取り組んでいくようにしていきたいなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、市民の皆さん方に生物の多様性の重要性というようなことをまず理解していただく、そういうことを啓発に努めていくということからスタートしていきたいなと思っております。いずれにしても、こういう戦略の策定というのは必要性はあるというようなことを共通認識として持っておりますので、今後の取り組みは大きな課題であるというふうに認識いたしております。

〔4番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

ありがとうございました。

必要性を認識していただいているということで、非常にありがたく思います。

今、御答弁あったように、専門的な分野が多く難しいことでございます、実際。ただ、本市においては、先ほど水生生物の調査結果を報告されましたように、調査をしている。さらに外来生物について農作物の被害に関する駆除でございますが、駆除活動はされていると。比較的生物多様性の劣化を防ぐ活動が行われている実態がございます。今後はそういった生物の調査結果、それから現在行われている事業について、市民と共有するような形をとっていただいて、市民の理解を得つつ、市民目線でわかるようなこういった多様性戦略の策定に向けて動いてほしいと、こういったことを要望して私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

散会の宣告

○議長（鰐本規之君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

12月5日木曜日午前9時から本会議を開きますので御参集ください。

本日は御苦労さまでございました。お疲れさまでございました。

午後4時17分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 鏑 本 規 之

署 名 議 員 澤 村 均

署 名 議 員 堀 部 好 秀

